

～寄り添う！支える！
そしてともに走る！～



 岩手県信用保証協会

信用保証協会のあらまし

2024



CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF IWATE

目次

○ごあいさつ	1
○経営理念	2
○概 要	
プロフィール	3
沿 革	3
○信用補完制度のしくみ	
信用補完制度について	4
信用補完制度の概略図	5
信用保証制度について	6
信用保険制度について	7
責任共有制度について	8
○信用保証のご利用にあたって	
ご利用いただける方	10
信用保証の内容	11
信用保証料について	12
○信用保証制度のご案内	
保証制度一覧	13
○信用保証業務の状況	
保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移（過去5ヵ年）	14
保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※金融機関群別	15
保証承諾・保証債務残高の推移（過去3ヵ年）※業種別	16
○令和5年度の事業概要	
保証状況	17
被災企業支援の状況	17
代位弁済及び求償権等の状況	18
収支計算書	19
収支計算書の用語説明	20
貸借対照表、財産目録	21
貸借対照表の用語説明	22
○経営諸計画の取組みへの評価	
令和5年度経営計画の評価	23
○業務の取組み	
関係機関との連携	30
企業支援活動	32
広報活動	35
○コンプライアンス	
コンプライアンス態勢、コンプライアンス組織図	36
個人情報保護宣言	37
○計画一覧	
中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について	39
令和6年度経営計画	40
○組織体制	
役員名簿	47
組織図	48
事務所のご案内	49



岩手県信用保証協会
会長 南 敏 幸

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も当協会の業務内容や事業実績、年度経営計画等についてご報告するディスコロージャー誌「信用保証協会のあらまし 2024」を作成しました。ぜひ、ご一読いただき、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和5年度の県内経済は、住宅投資がやや弱い動きとなり、生産活動も弱含みが継続いたしました。雇用情勢は基調として明るさが続いたほか、個人消費も拡大傾向となり、全体として緩やかな回復の動きとなりました。

このような情勢にあっても、不安定な国際社会情勢、円安による原材料価格の高騰、人手不足問題などの影響を受けている企業が多いことから、財務数値のみで与信判断することなく、企業訪問等により事業性、将来性を評価し、伴走支援型特別保証等を活用するなどして積極的な信用保証に取り組みました。

また、経営支援につきましては「専門家派遣事業」の実績が73企業、女性起業家支援チーム「幸呼来（さっくら）」では、新たに4企業に関与致しました。

コロナ禍で増加したゼロゼロ融資等債務の返済負担が増加していることから、信用保証協会に求められる使命は資金繰り支援に留まらず、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため、経営支援の重要性がさらに増していくものと認識しております。

当協会では、令和6年度から新たな中期事業計画を作成し、ビジョンである「寄り添う！ 支える！そしてともに走る！」を実践するため、金融機関をはじめ、支援機関の皆様と連携を図りながら、これまで以上に金融・経営両面での切れ目のない一体型支援に尽力し、県内中小企業者と伴走して参りますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月

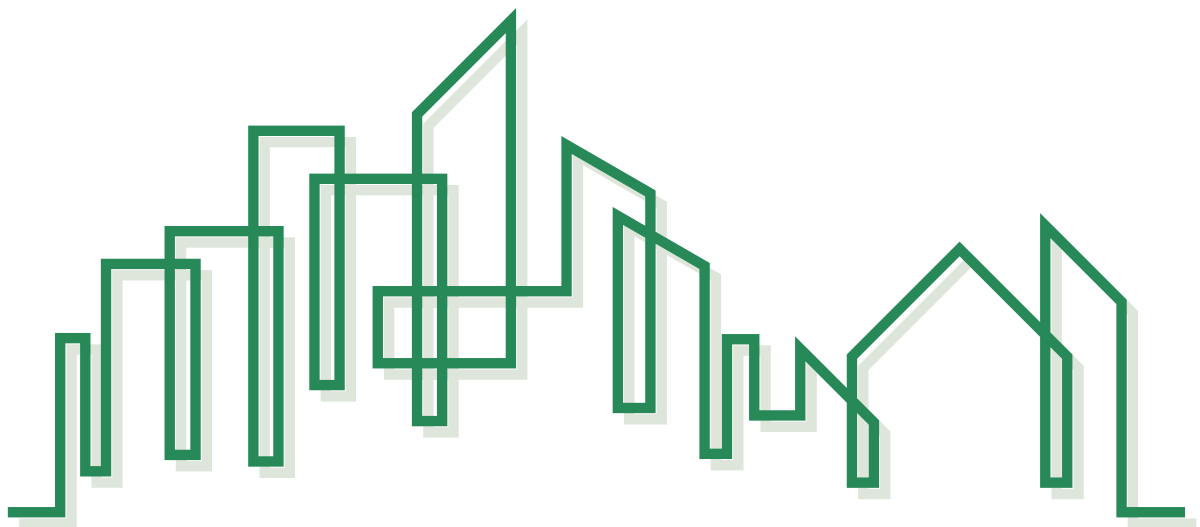
岩手県信用保証協会は、
積極的な「信用保証」と
きめ細かい「経営支援」を通して、
中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、
地域経済の振興に貢献します。

岩手県信用保証協会は、信用保証協会法を設立の根拠とする公的保証機関です。

当協会は、県内経済界の主体的な活動により設立された社団法人を母体としており、

中小企業金融のセーフティネットとして期待されています。

迅速、適正かつ親身な信用保証業務はもとより、中小企業のライフステージ、
企業の実情に応じた伴走支援により、当協会にしかできない金融と経営両面での切れ目のない
中小企業への支援を実現します。



信用保証協会は、法律に基づき設立された公的機関であり、中小企業融資に対する信用保証と経営支援を行うことにより中小企業の発展を支援する専門機関です。

プロフィール

根 拠 法 信用保証協会法（以下「法」という。）

主 務 大 臣 内閣総理大臣及び経済産業大臣（法第 48 条）

創 業 許 認 可 取 得 昭和 23 年 10 月 27 日

基 本 財 産 239 億円

保 証 利 用 企 業 者 数 14,578 企業（保証利用度 43.85%）＊県内対象企業 33,245 企業（令和 6 年 3 月 31 日時点）

保 証 債 務 残 高 29,022 件 3,075 億円（令和 6 年 3 月 31 日時点）

事 業 所 数 本所・6 支所

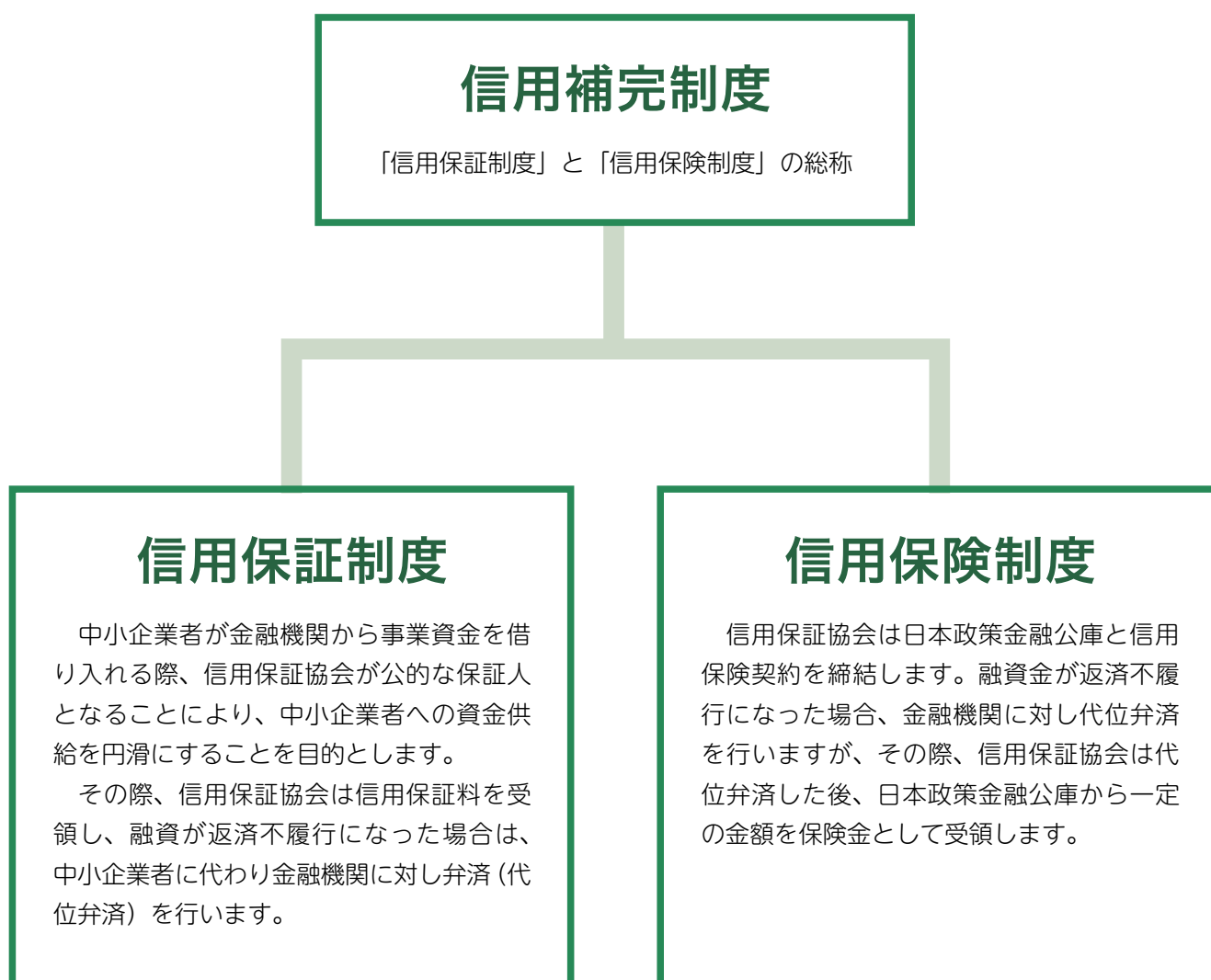
沿 革

昭和 23 年	10 月 27 日	社団法人岩手県信用保証協会として設立	昭和 41 年	8 月 5 日	福岡支所開設（現：二戸支所）
	12 月 1 日	業務開始（盛岡商工会議所内）	昭和 43 年	8 月 20 日	水沢支所開設（現：奥州支所）
	12 月 7 日	設立登記	昭和 47 年	4 月 1 日	福岡支所から二戸支所へ名称変更
昭和 24 年	12 月 26 日	財団法人岩手県信用保証協会設立認可	昭和 52 年	1 月 13 日	本所事務所移転（県第二産業会館）
昭和 28 年	8 月 10 日	信用保証協会法公布	昭和 58 年	2 月 1 日	オンラインシステム稼働
昭和 29 年	6 月 16 日	岩手県信用保証協会組織変更認可	昭和 58 年	4 月 1 日	久慈相談所開設
昭和 32 年	8 月 26 日	釜石支所開設	平成 7 年	7 月 7 日	本所事務所新築移転（盛岡市長田町）
昭和 34 年	3 月 5 日	一関支所開設 宮古支所開設	平成 9 年	4 月 1 日	花巻、北上、遠野相談所開設
昭和 36 年	12 月 1 日	大船渡出張所開設	平成 18 年	2 月 20 日	水沢支所から奥州支所へ名称変更
昭和 37 年	7 月 19 日	本所事務所移転（県産業会館 2 階）	平成 21 年	1 月 13 日	新オンラインシステム稼働（GLOBALNEXTS）
昭和 38 年	6 月 29 日	大船渡出張所から支所に昇格	平成 29 年	1 月 10 日	新オンラインシステム稼働（COMMON）

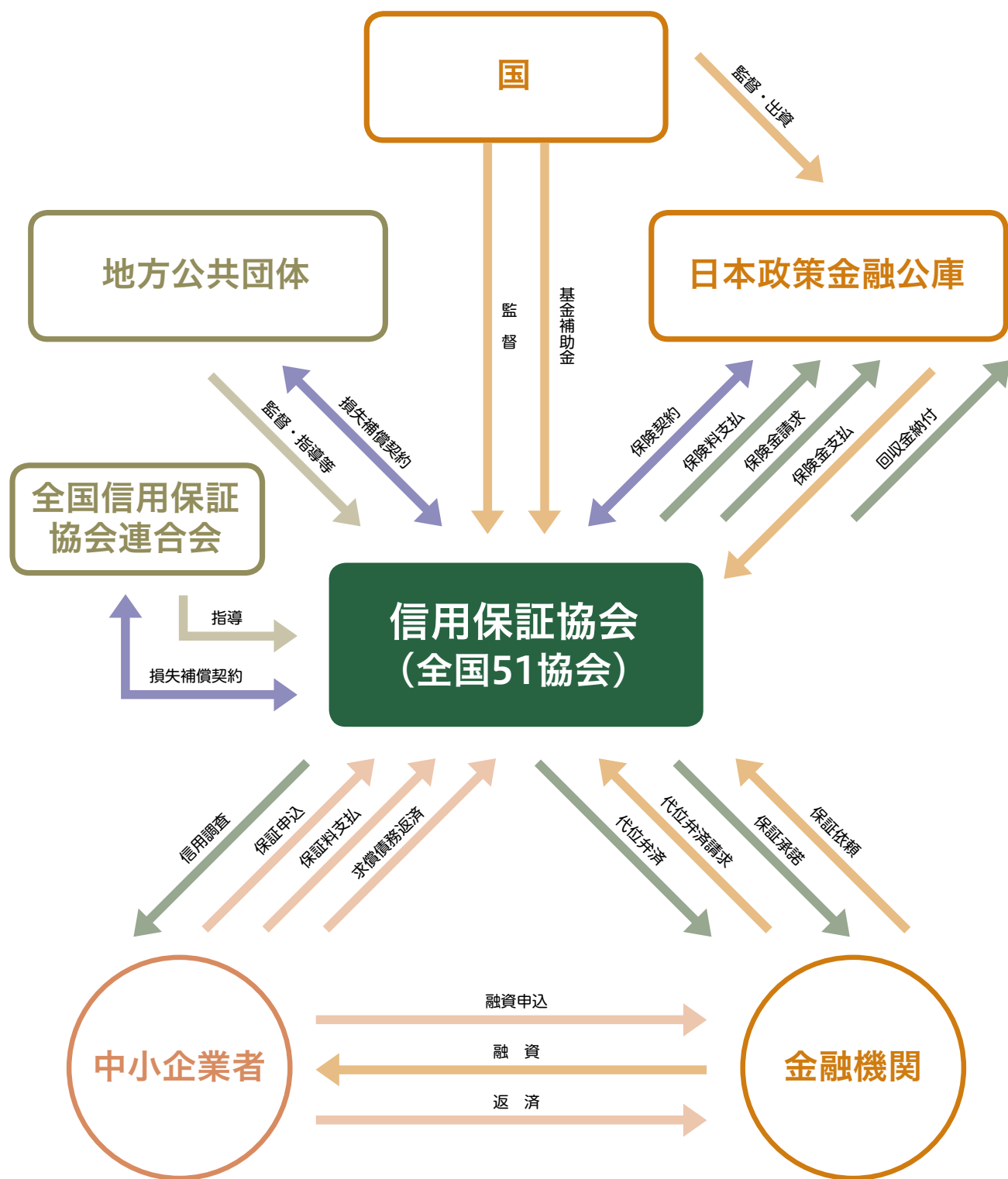
* 信用補完制度のしくみ

信用補完制度について

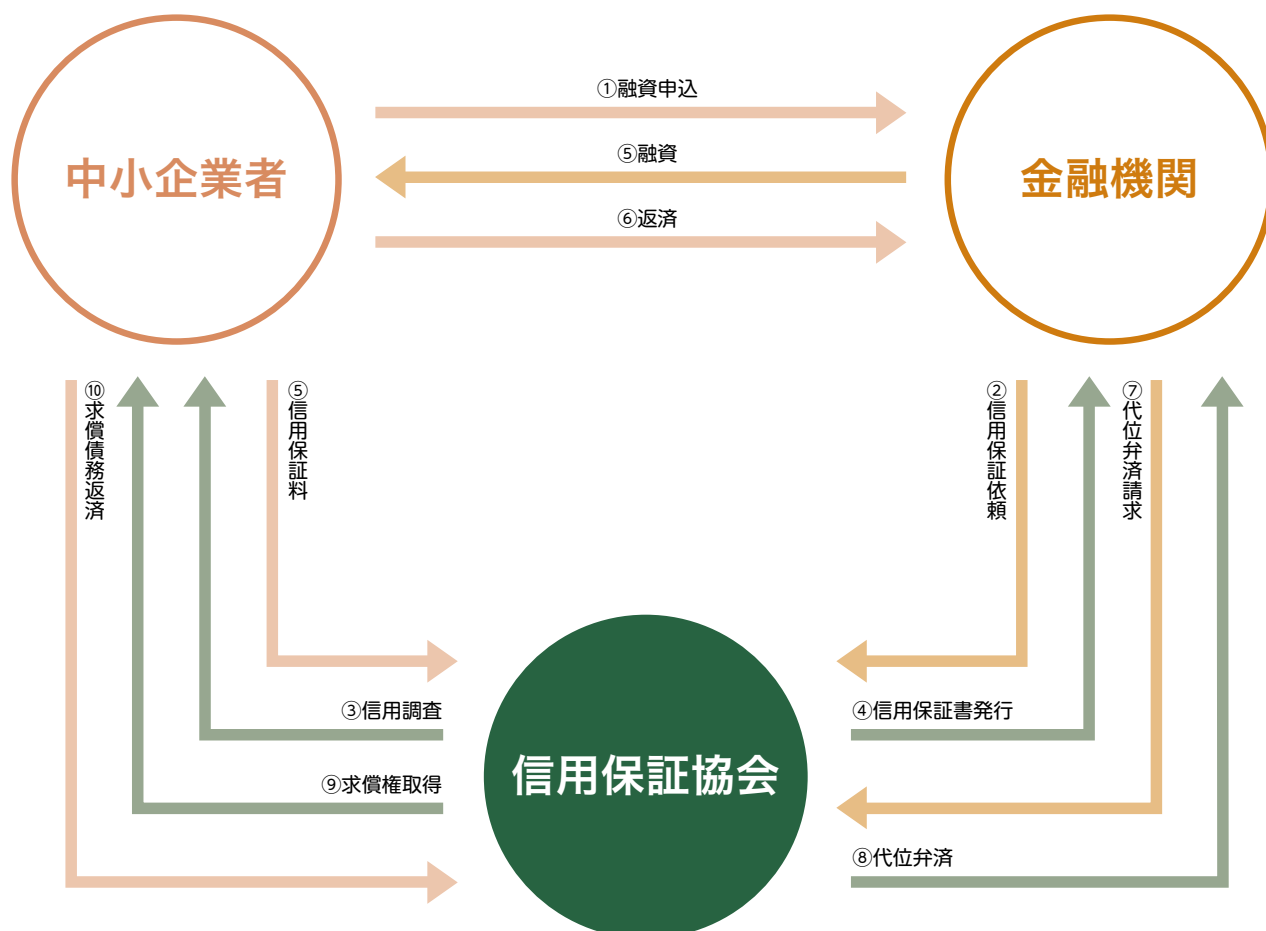
信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。



信用補完制度の概略図



信用保証制度について



- ① 中小企業者は、金融機関に対し融資申込をします。
- ② 金融機関は、中小企業者の融資申込を受け付けし、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は、申込のあった中小企業者について信用調査をします。
- ④ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑥ 中小企業者は、融資を受けたときの返済条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が何らかの事情で借入金の全額又は一部の返済ができなくなったとき、その残額について金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑨ 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者に対する求償権を取得して債権者となります。
- ⑩ 中小企業者及びその連帯保証人には、信用保証協会に対して求償債務を返済していただくことになります。



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保証契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対する保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の 70% から 90% を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは、中小企業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

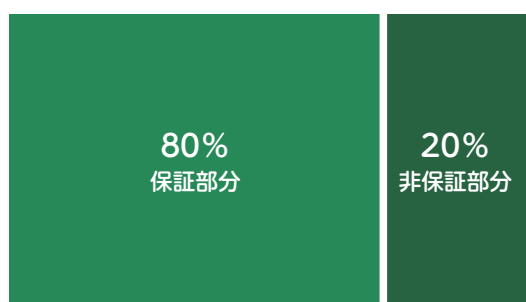
なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象から除外されます。

1 責任共有制度の概要	金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方法を選択しています。 ①部分保証方式 金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式
2 金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は 20%となります。
3 対象除外となる保証	円滑な制度導入の観点から、当分の間、下記の制度については責任共有制度の対象除外となっております。 ① 小口零細企業保証制度 ② 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4、6号 ③ 災害関連特例保険に係る保証 ④ 創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）、創業等関連特例保険に係る保証 ⑤ 特別小口保険に係る保証 ⑥ 事業再生保険に係る保証 ⑦ 求償権消滅保証 ⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） ⑨ 危機関連保証 ⑩ 東日本大震災復興緊急保証 ⑪ 事業再生計画実施関連保証

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ

部分保証の場合

保証時点



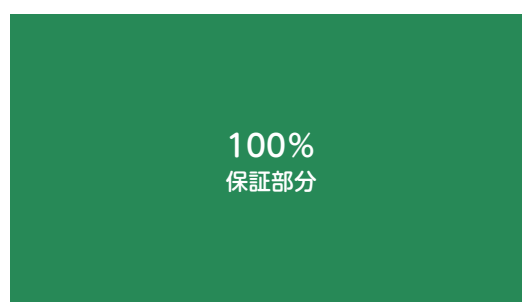
代位弁済時点



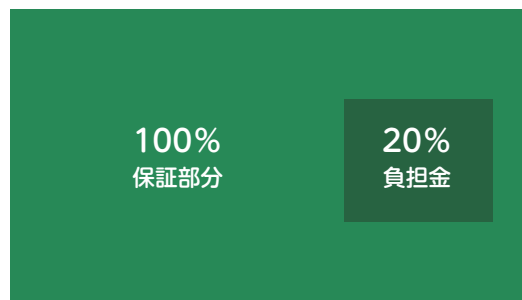
80%の部分について保証協会が代位弁済を行い、残りの20%については金融機関の負担となります。

負担金方式の場合

保証時点



代位弁済時点



保証協会が100%代位弁済を行いますが、金融機関は事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

* 信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

1. 区域要件

岩手県内に事務所、店舗、工場等がある法人・個人又は住居地がある個人の中小企業者を対象としています。
ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めるところによります。

2. 企業規模

業 種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等（運輸倉庫業、建設業、旅行業等を含む。）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医療法人	—	300 人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造器用並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
旅行業	3 億円以下	300 人以下

※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当する場合は、ご利用いただけます。

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人は、常時使用する従業員数が 300 人以下の場合は対象となります。

※特定非営利活動法人は、常時使用する従業員数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 100 人）以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

3. 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。

ただし、農林・漁業、風俗営業飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）、性風俗関連特殊営業、一部の金融業、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く保険業、学校法人、宗教法人等、その他中小企業信用保険法等において対象業種と認められない業種については、ご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

信用保証の内容

1. 保証限度

個人・法人	2億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む）
組 合	4億8,000万円（無担保保証 8,000万円含む）

※国の施策による特別な資金を対象にした保証については、制度ごとに別枠で限度額が定められています。

※上記保証限度額のうち、無担保保証の限度額は 8,000 万円です。

なお、無担保保証の限度額には無担保無保証人保証の限度額 2,000 万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数、居住要件、納税要件等）

2. 保証期間

普通保証	運転資金は 5 年以内、設備資金は 15 年以内としております。 各保証制度等に定めがある場合は、その定めによります。
信用保証協会制度保証 県・市町村制度保証 国の施策制度保証	それぞれの制度の定めによります。 （主な保証制度は P13 をご覧ください。）

3. 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られており、次のような資金は対象となりません。

- ① 生活資金、住宅資金、投機資金
- ② 転貸資金（組合の転貸貸付を除く。）
- ③ 金融機関から直接借入れした資金（信用保証協会の保証がない融資金）を返済するための資金（信用保証協会が認めた場合を除く。）

4. 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。

- ① 実質的な経営権を有している方、経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由により、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
個人事業主の場合は、連帯保証人は原則必要ありません。

なお、「経営者保証ガイドライン」等の趣旨を踏まえた経営者保証を不要とする取扱いや、保証料上乘せにより経営者保証を不要とする制度など、経営者保証を不要とする保証の推進に努めておりますので、詳細についてはお近くの保証担当部署までお問合せください。

信用保証料について

信用保証料は、中小企業者と信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、信用保証協会が日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失等、業務を運営する上で必要な費用に充当します。

1. 信用保証料率の弾力化

従来、原則一律であった信用保証料率が、平成 18 年 4 月から中小企業者の経営状況に応じた 9 区分の保証料率体系となりました。これを、保証料率の弾力化といいます。

2. 保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象制度(※)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有対象外制度	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

注：セーフティネット保証など政策的に配慮された保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

また、県・市町村制度は、上記よりも一部低い保証料率体系となっています。

保証制度所定の保証料率は、P13 の「保証制度一覧」をご覧ください。

※責任共有保証料率について

平成 19 年 10 月の責任共有制度導入に伴い、金融機関が 20%の責任を負う責任共有の対象制度には「責任共有保証料率」が適用されます。

一方、創業後間もない方や、厳しい経営環境にある方などのために創設された一部の保証制度には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

「責任共有保証料率」については、「融資金額に対する率」となっています。ご利用になる金融機関が「負担金方式」、「部分保証方式」のいずれの場合でも、お支払していただく保証料は同じになります。

※責任共有制度の詳細は、P8 をご覧ください。

3. 信用保証料率の決定

信用保証料率は、お客様の財務情報（貸借対照表・損益計算書）を中小企業信用リスク情報データベース（注 1）を用いて分析し、さらに非財務要因（注 2）を加味して決定します。

（注 1） 中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）とは

○平成 13 年 3 月、中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に信用保証協会を中心に創設された、中小企業に関する日本最大のデータベースです。

○中小企業信用リスク情報データベースには、日本全国の中小企業者の財務データが保有されています。このデータに基づき、皆様の企業の信用リスクが算出されます。

（注 2） 非財務要因とは

○全国 51 信用保証協会の共通の割引要因は、次のとおりです。

- ・担保をご提供いただいた場合
- ・会計参与設置会社に対する割引

当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合

＊ 信用保証制度のご案内

保証制度一覧（R6.7.1 現在）

主な保証協会制度

（責：責任共有）

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証料率（年）
普通保証	一般的な事業資金を必要とする方	280,000 千円	運転 5 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.90% セーフティネット保証 (1～4,6号) 0.90% (5,7,8号) 責 0.80%
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とする方	280,000 千円 50,000 千円以内は無担保	1 年間又は 2 年間 (期間延長可で最長 5 年又は 6 年)	責 0.39%～1.62%
事業者カードローン根保証	カード等を用いて反復継続的、安定的に小口資金を必要とする方	無担保扱い 1,000 千円～20,000 千円		
中小企業特定社債保証	一定の要件を備え社債の発行により資金調達を必要とする方	有担保扱い 450,000 千円 無担保扱い 200,000 千円	7 年以内	責 0.45%～1.90%
流動資産担保融資保証	売掛債権・棚卸資産を担保に資金調達を必要とする方	200,000 千円	根保証 1 年 個別保証 1 年以内	責 0.68%
経営力強化保証	認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内 借換を伴う場合 10 年以内	責 0.45%～1.75% セーフティネット保証 (5 号) 責 0.80% 0.50%～2.00%
短期継続型保証「Sing」	一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方	50,000 千円	運転 1 年 (1 年毎の借換により最長 5 年) (ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象に条件変更にて最長令和 8 年 3 月 31 日まで延長可)	責 0.45%～1.90%
社会課題解決推進型短期継続保証「10ing」	一定の要件を具備し、一定期間短期資金を継続することにより、資金繰りの安定を必要とする方	80,000 千円	運転 1 年 (1 年毎の借換により最長 10 年)	責 0.25%～1.70%
財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、積極的な設備投資及び事業拡大に繋がる資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	一括 2 年以内 分割 7 年以内	責 0.45%～1.90%
事業承継特別保証	一定の要件を満たし事業承継時において、経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方	無担保 80,000 千円 200,000 千円	一括 1 年以内 分割 10 年以内	責 0.45%～1.90% 一定要件を満たした場合 責 0.20%～1.15% 責 0.70%～2.35% セーフティネット保証 (5 号) 責 1.05% or 1.25% 0.75%～2.65% セーフティネット保証 (4 号) 1.15% or 1.35% 一部国から補助有り
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱	一定の要件を満たし経営者を含めて保証人を徴求せず資金を必要とする方	無担保 80,000 千円	一括 1 年以内 分割 10 年以内	

災害等対応保証制度

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証料率（年）
東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により、経営の安定に資金が必要な方、または事業再生に資金を必要とする方	①別枠 280,000 千円	10 年以内	0.80%
災害関係保証	東日本大震災で直接被害を受けた方で、事業再生に資金を必要とする方	②別枠 280,000 千円	運転 10 年以内 設備 15 年以内	0.70%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第 2 条第 4 項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定を有する方で経営の安定に資金を必要とする方	③別枠 280,000 千円	10 年以内	(1～4,6号) 0.90% (5,7,8号) 責 0.80%
危機関連保証制度要綱	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の影響を受け、事業継続や経営の安定のための資金を必要とする方	④別枠 280,000 千円	10 年以内	0.80%

※無制度の中小企業東日本大震災復興資金も①に合算して限度額を計算します。

①+②+③+④合算限度
560,000 千円

普通保険・・・合算して 400,000 千円
無担保保険・・・合算して 160,000 千円

②+③合算限度
280,000 千円

主な岩手県中小企業融資制度

制度名		概 要	保証限度	保証期間	保証料率（年）
商工観光振興資金保証		一般的な事業資金が必要とする方	運転 50,000 千円 設備 100,000 千円 (制度の上限は 100,000 千円)	運転 10 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.50% セーフティネット保証 (1～4,6号) 0.70% (5,7,8号) 責 0.60%
中小企業経営安定資金保証	一般対策	経営の安定に支障をきたし、資金を必要とする方	80,000 千円まで	運転 15 年以内	責 0.45%～1.35% 0.50%～1.60% 責 0.60% ※保証付きの既往借入金を借り換える場合は 0.80%
	原油高対策	原油高の上昇の影響を受け、資金を必要とする方	セーフティネット保証は別枠 80,000 千円		
	災害対策	災害救助法の適用対象となった災害の発生後、経営環境が悪化し資金を必要とする方			
	経営力強化対策	認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行い、資金を必要とする方	80,000 千円	運転 5 年以内 借換の場合は 10 年以内	
	経営改善サポート	支援機関の支援を受けながら、事業再生を図るための資金を必要とする方	80,000 千円 (他の対策資金併用の場合は合計 1 億 60,000 千円)	15 年以内	
普通小口資金保証		一般的な小口の資金を必要とする方	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	責 0.45%～1.50%
小規模小口資金保証 (責任共有対象外)		小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下））	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	0.45%～1.50%
特別小口資金保証		所得税、事業税等を完納している小口の資金を必要とする方（従業員 20 人以下（商業、サービス業は 5 人以下））でこれ以外の保証債務残高がない方	20,000 千円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	0.70% (NPO法人は責 0.60%)
育成資金保証		資格・勤務経験等を生かし新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 20,000 千円 設備 40,000 千円（運転設備併用の場合は 40,000 千円以内）	運転 10 年以内 設備 15 年以内	責 0.45%～1.50%
創業資金保証		事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 35,000 千円	運転・設備 10 年以内	創業関連保証 0.70% 責 0.45%～1.50%
若者・女性創業支援資金保証		事業を営んでいない個人により県内で新たに事業を開始するための資金を必要とする方	運転 10,000 千円	運転・設備 10 年以内	創業関連保証 0.00% 県及び当協会が保証料補給を実施するため自己負担無し
中小企業成長応援資金保証	成長応援資金	雇用増加、事業拡大、新分野への進出等のための資金を必要とする方	50,000 千円	10 年以内	責 0.45%～1.50% セーフティネット保証 (1～4,6号) 0.70% (5,7,8号) 責 0.60% 経営革新関連保証 0.60%
	事業承継資金	円滑な事業承継のための資金を必要とする方	80,000 千円	10 年以内	責 3 年以内 2.1% 3 年超 10 年以内 2.3%
中小企業東日本大震災復興資金		東日本大震災により著しい被害を受け、経営の安定のために資金を必要とする方	80,000 千円	15 年以内	0.80%
新型コロナウイルス感染症対策資金保証		新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障が生じており、事業を継続するために資金を必要とする方	80,000 千円	10 年以内	0.40%
いわて事業承継促進資金保証		事業承継時に保証人を付さずに資金を必要とする方	80,000 千円	10 年以内	責 0.45%～1.50% 一定の要件を満たした場合 責 0.50%～1.60%

市町村制度

制度名	概 要	保証限度	保証期間	保証料率（年）
市町村中小企業振興資金保証	各市町村の要綱等に定める対象者	小口 12,500 千円 中口 37,500 千円 ※小口・中口を合わせて 37,500 千円以内 経営安定 25,000 千円 開業 12,500 千円 ※小口・中口・経営安定・開業を合わせて 50,000 千円以内	運転 7 年以内 設備 10 年以内	責 0.45%～1.70% 特小 0.90% (NPO 法人の特小は責 0.80%) セーフティネット保証 (1～4,6号) 0.70% (5,7,8号) 責 0.60%

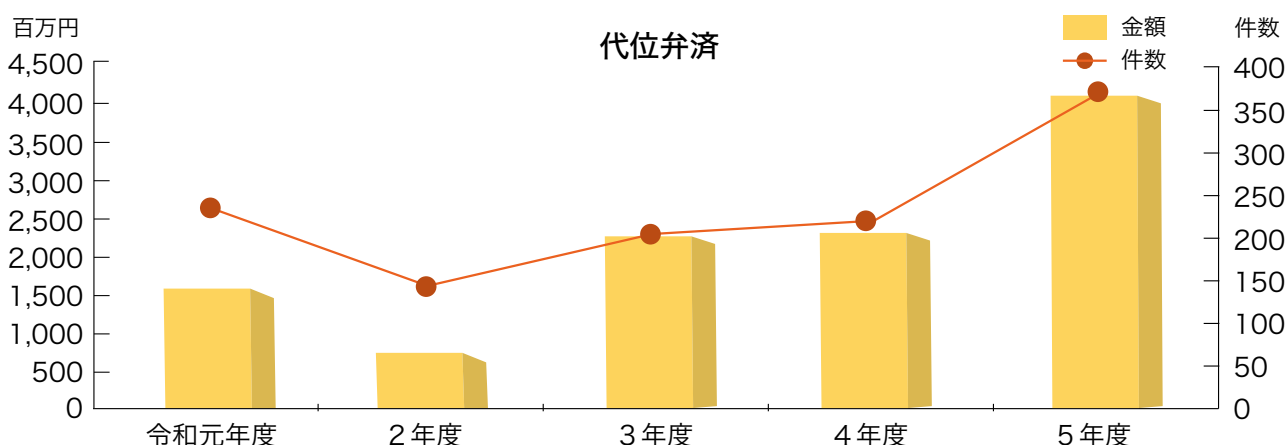
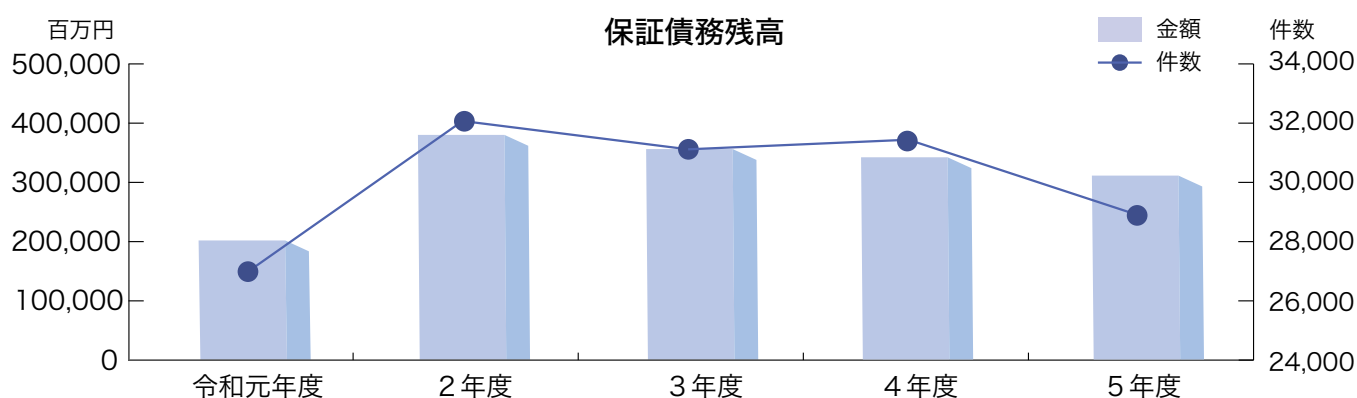
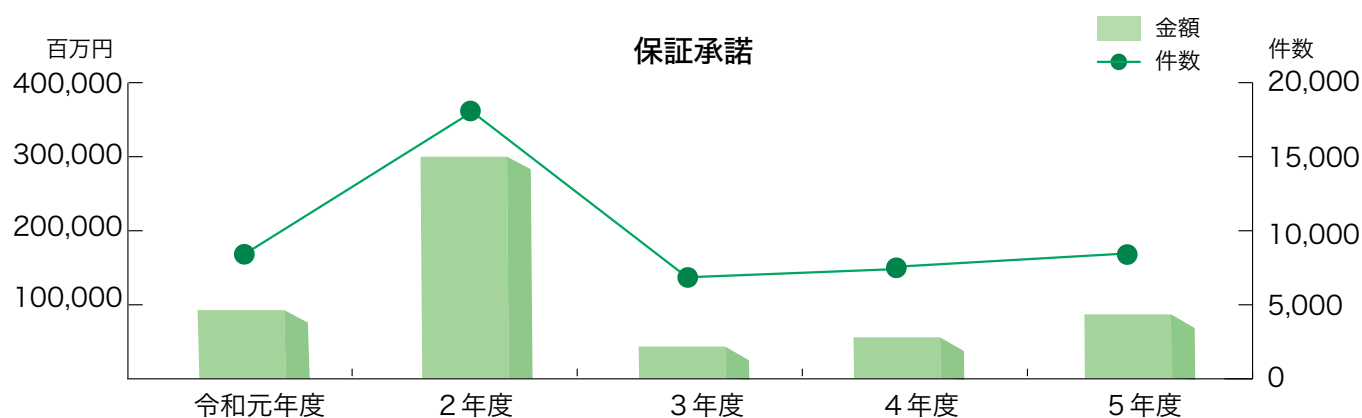
※市町村の融資制度についてのお問合せは、信用保証協会、各市町村、商工会連所、商工会の窓口へご相談ください。

＊ 信用保証業務の状況

保証承諾・保証債務残高・代位弁済の推移

(単位：千円)

年 度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
令和元年度	8,804	89,050,814	27,186	220,897,478	223	1,523,312
令和 2 年度	18,325	302,534,090	32,091	385,186,865	138	767,588
令和 3 年度	6,159	50,516,707	31,323	365,932,474	198	2,258,097
令和 4 年度	6,526	64,200,382	31,145	346,304,106	238	2,295,620
令和 5 年度	7,188	85,124,695	29,022	307,533,169	359	4,068,344

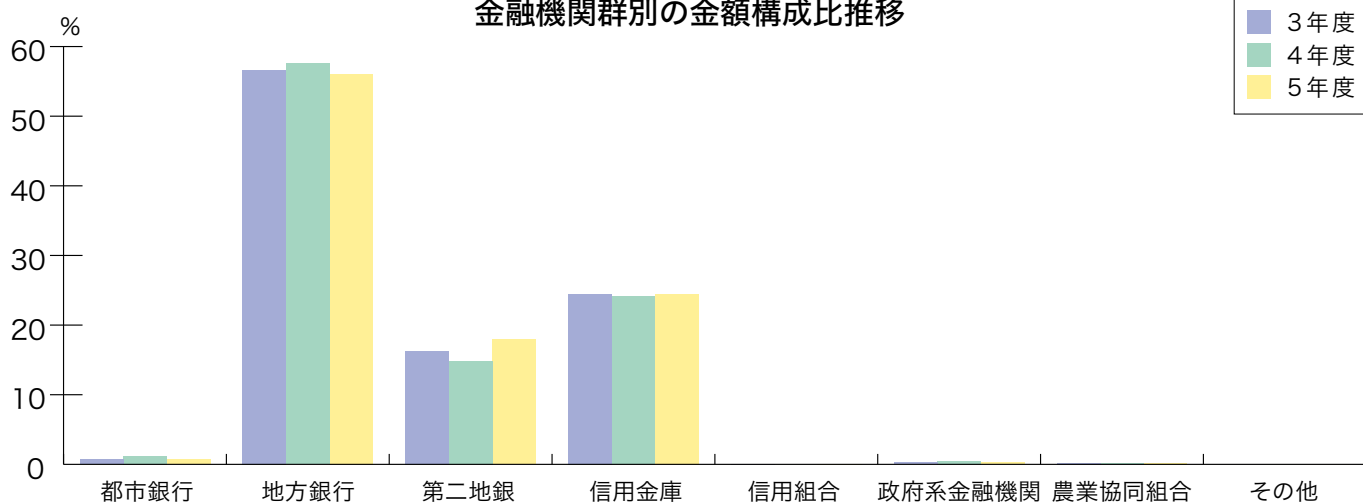


金融機関群別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

	3 年度			4 年度			5 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
都 市 銀 行	288	40.2	0.6	640	222.2	1.0	100	15.6	0.1
地 方 銀 行	29,622	17.1	58.6	38,071	128.5	59.3	49,391	129.7	58.0
第二地方銀行	8,242	12.9	16.3	9,883	119.9	15.4	14,700	148.7	17.3
信 用 金 庫	12,103	19.3	24.0	15,194	125.5	23.7	20,429	134.5	24.0
信 用 組 合	0	—	0.0	0	—	0.0	23	—	0.0
政府系金融機関	94	28.2	0.2	165	174.8	0.3	197	119.5	0.2
農業協同組合	168	17.6	0.3	248	147.3	0.4	284	114.7	0.3
そ の 他	0	—	0.0	0	—	0.0	0	0.0	0.0
合 計	50,517	16.7	100.0	64,200	127.1	100.0	85,125	132.6	100.0

金融機関群別の金額構成比推移

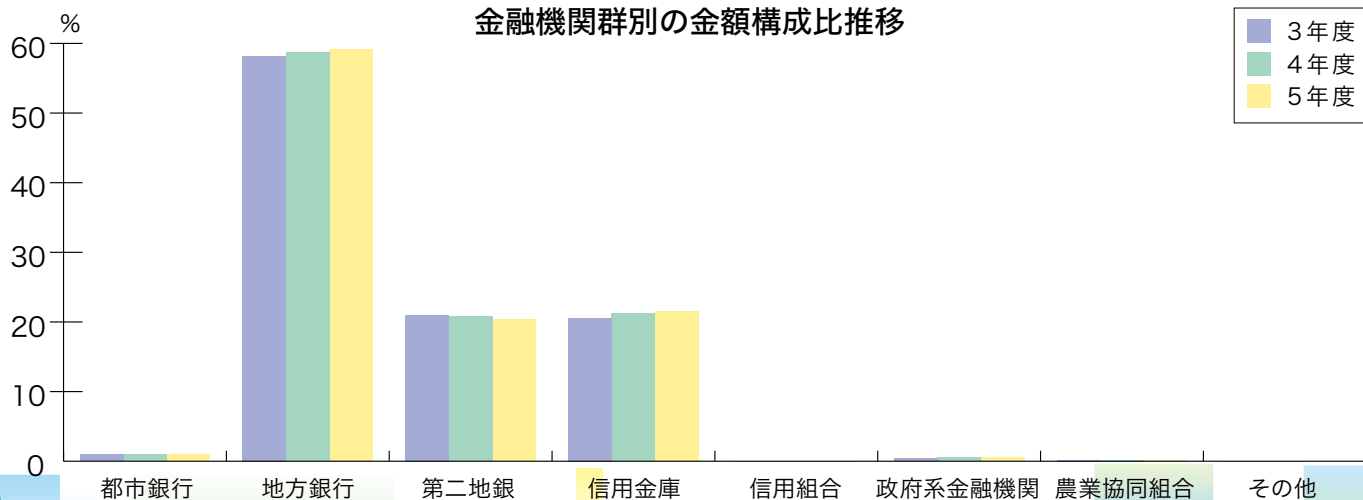


金融機関群別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

	3 年度			4 年度			5 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
都 市 銀 行	1,786	91.0	0.5	1,716	96.1	0.5	1,552	90.4	0.5
地 方 銀 行	212,971	94.7	58.2	202,066	94.9	58.3	179,941	89.1	58.5
第二地方銀行	74,824	95.0	20.4	69,470	92.8	20.1	60,142	86.6	19.6
信 用 金 庫	73,395	96.2	20.1	70,201	95.6	20.3	63,884	91.0	20.8
信 用 組 合	742	100.5	0.2	723	97.5	0.2	146	20.1	0.0
政府系金融機関	1,170	78.7	0.3	1,055	90.2	0.3	955	90.5	0.3
農業協同組合	1,046	103.3	0.3	1,073	102.6	0.3	914	85.2	0.3
そ の 他	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
合 計	365,932	95.0	100.0	346,304	94.6	100.0	307,533	88.8	100.0

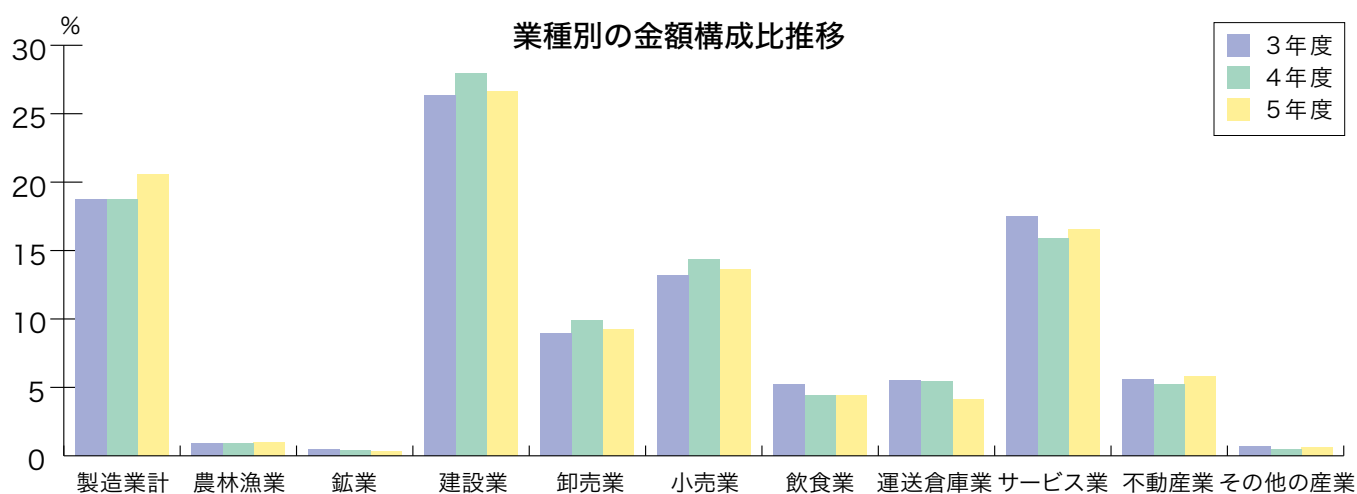
金融機関群別の金額構成比推移



業種別の保証承諾推移

(単位:百万円、%)

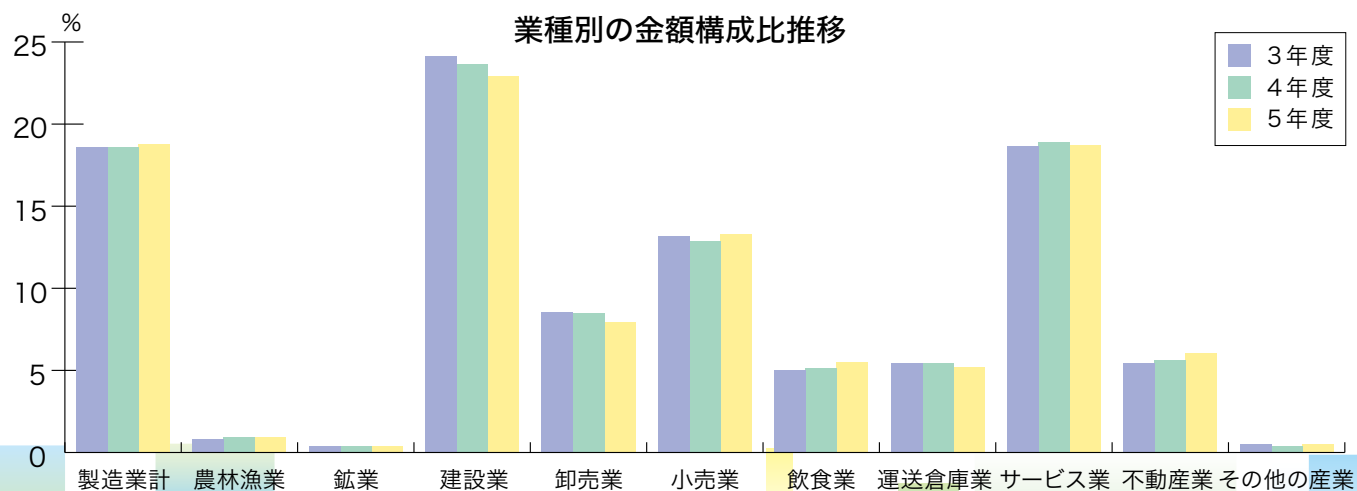
	3 年度			4 年度			5 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
製 造 業 計	9,136	16.0	18.1	11,622	127.2	18.1	17,308	148.9	20.3
農 林 漁 業	698	25.0	1.4	884	126.7	1.4	1,378	155.8	1.6
鉱 業	244	15.7	0.5	232	95.1	0.4	238	102.6	0.3
建 設 業	13,374	16.9	26.5	185,520	138.5	28.8	22,991	124.1	27.0
卸 売 業	4,177	15.2	8.3	5,834	139.7	9.1	7,288	124.9	8.6
小 売 業	6,145	15.6	12.2	8,736	142.2	13.6	10,884	124.6	12.8
飲 食 業	2,591	16.0	5.1	2,609	100.7	4.1	3,449	132.2	4.1
運 送 倉 庫 業	2,784	17.9	5.5	3,452	124.0	5.4	3,214	93.1	3.8
サ ー ビ ス 業	8,191	15.0	16.2	8,622	105.3	13.4	12,902	149.6	15.2
不 動 産 業	2,913	35.5	5.8	3,544	121.6	5.5	5,057	142.7	5.9
そ の 他 の 産 業	263	41.1	0.5	144	54.9	0.2	416	287.8	0.5
合 計	50,517	16.7	100.0	64,200	127.1	100.0	85,125	132.6	100.0



業種別の保証債務残高推移

(単位:百万円、%)

	3 年度			4 年度			5 年度		
	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比	金 額	前期比	構成比
製 造 業 計	68,572	96.0	18.7	64,796	94.5	18.7	57,931	89.4	18.8
農 林 漁 業	3,353	101.0	0.9	3,295	98.3	1.0	3,254	98.8	1.1
鉱 業	1,835	99.1	0.5	1,704	92.8	0.5	1,315	77.2	0.4
建 設 業	84,466	92.6	23.1	79,069	93.6	22.8	68,051	86.1	22.1
卸 売 業	31,025	94.3	8.5	29,316	94.5	8.5	25,030	85.4	8.1
小 売 業	48,059	93.9	13.1	45,131	93.9	13.0	40,457	89.6	13.2
飲 食 業	18,305	101.3	5.0	17,607	96.2	5.1	16,643	94.5	5.4
運 送 倉 庫 業	19,622	99.6	5.4	18,643	95.0	5.4	15,957	85.6	5.2
サ ー ビ ス 業	68,483	95.7	18.7	65,576	95.8	18.9	57,659	87.9	18.7
不 動 産 業	19,392	93.6	5.3	18,645	96.1	5.4	18,733	100.5	6.1
そ の 他 の 産 業	2,821	88.5	0.8	2,522	89.4	0.7	2,503	99.3	0.8
総 合 計	365,932	95.0	100.0	346,304	94.6	100.0	307,533	88.8	100.0



* 令和5年度の事業概要

保証状況

当期の保証承諾は、伴走資金の借換えなどにより 85,125 百万円となり、前期比 132.6%と前期を上回り、目標額に対する達成率も 121.6%と上回りました。

保証債務残高は、307,533 百万円となり、前期比 88.8%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 94.9%と下回りました。

保証債務平均残高は、322,399 百万円となり、前期比 90.9%と前期を下回り、目標額に対する達成率も 96.5%と下回りました。

(単位：百万円、件、%)

区 別	目標額	当 期		達成率	前 期		前期比	
		件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額
保 証 承 諾	70,000	7,188	85,125	121.6	6,526	64,200	110.1	132.6
保 証 債 務 残 高	324,000	29,022	307,533	94.9	31,145	346,304	93.2	88.8
保証債務平均残高	334,000	29,867	322,399	96.5	31,240	354,844	95.6	90.9

被災企業支援の状況

東日本大震災で被災した企業には、当協会職員が直接面談して業況や必要な支援ニーズの確認等を行いながら、フォローアップを継続しています。

また、債権買取支援先については、産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構と連携してアフターフォローを行うなど、追加支援やエグジットファイナンス等の必要な支援を実施しています。

機構別債権買取支援企業数

譲渡先 (買取先)	支援実施 企業数累計
産業復興機構	104
東日本大震災事業者 再生支援機構	125
合 計	229

機構別エグジットファイナンス支援企業数、金額

(単位：百万円)

譲渡先 (買取先)	支援先のうちエグジットファイナンス支援	
	企業数	保証承諾
産業復興機構	68	2,331
東日本大震災事業者 再生支援機構	17	396
合 計	85	2,727

代位弁済及び求償権等の状況

当期の代位弁済は事故受付の増加により 4,068 百万円（前期比 177.2%）となりました。また、求償権等の回収（対債務者）は、419 百万円（同 35.6%）と前期を下回りました。

求償権の残高（対債務者）は、代位弁済が増加したことから 41,395 百万円（同 104.0%）と前期を上回りました。

（単位：百万円、件、%）

期 別 区 分	計画額	当 期		計画比	前 期		前期比	
		件 数	金 額		件 数	金 額	件 数	金 額
代位弁済	3,500	359	4,068	116.2	238	2,296	150.8	177.2
	（債権買取に伴うもの）	0	0	—	0	0	—	—
求償権等回収 （元金）	620	34	419	67.6	51	1,178	66.7	35.6
	（債権買取に伴うもの）	0	0	—	0	0	—	—
求償権残高	40,821	4,277	41,395	101.4	4,163	39,806	102.7	104.0

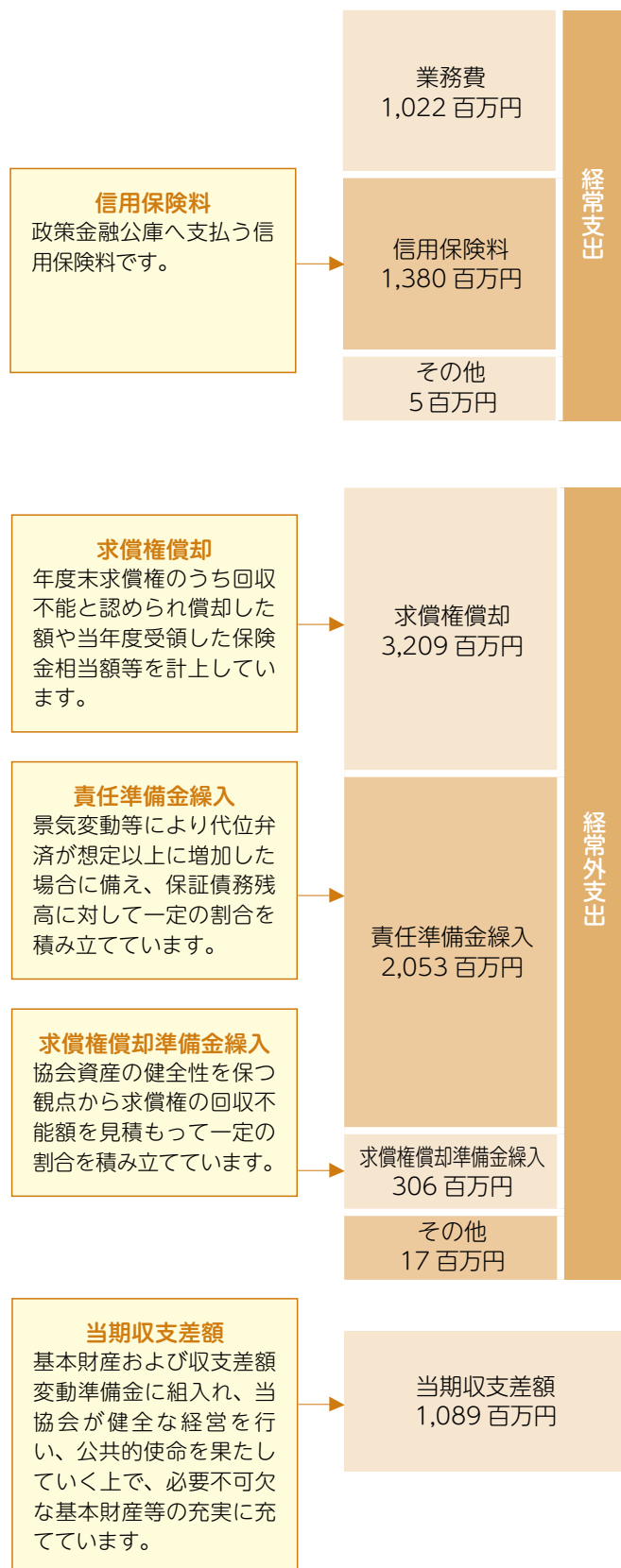
収支計算書 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：円)

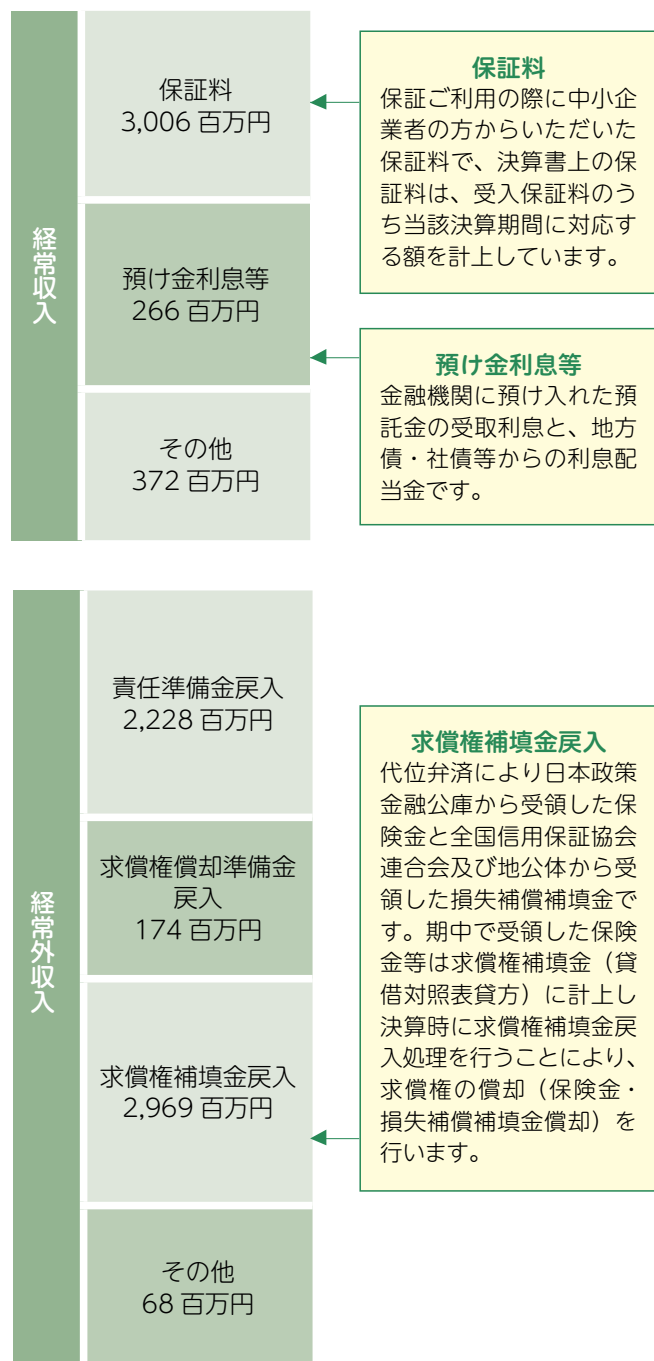
収 入	
科 目	金 額
経常収入	3,643,400,145
保証料	3,005,819,083
預け金利息	100,182
有価証券利息・配当金	265,640,768
調査料	0
延滞保証料	305,326
損害金	25,943,206
事務補助金	100,200,291
責任共有負担金	229,487,000
雑収入	15,904,289
経常支出	2,407,439,006
業務費	1,022,211,558
借入金利息	0
信用保険料	1,379,991,918
責任共有負担金納付金	0
雑支出	5,235,530
経常収支差額	1,235,961,139
経常外収入	5,438,483,282
償却求償権回収金	68,410,696
責任準備金戻入	2,227,557,177
求償権償却準備金戻入	173,654,062
求償権補てん金戻入	2,968,861,347
保険金	2,801,214,904
損失補償補てん金	167,646,443
補助金	0
その他収入	0
経常外支出	5,585,132,323
求償権償却	3,209,004,144
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	13,250,558
退職金	3,907,450
責任準備金繰入	2,052,593,008
求償権償却準備金繰入	306,377,162
その他支出	1
経常外収支差額	△ 146,649,041
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,089,312,098
収支差額変動準備金繰入額	544,000,000
基本財産繰入額	545,312,098

収支計算書の用語説明

支 出



収 入



貸借対照表（令和6年3月31日現在）

(単位：円)

借 方	
科 目	金 額
現金	0
現金	0
小切手	0
預け金	4,960,359,044
当座預金	0
普通預金	3,022,363,510
通知預金	0
定期預金	1,930,000,000
郵便貯金	7,995,534
金銭信託	0
有価証券	35,697,007,704
国債	0
地方債	17,157,129,327
社債	18,537,878,377
株式	2,000,000
受益証券	0
その他有価証券	0
新株予約券	0
再生ファンド出資	0
動産・不動産	883,743,859
事業用不動産	821,266,674
事業用動産	62,477,185
所有動産・不動産	0
損失補償金見返	2,049,422,031
保証債務見返	307,533,168,807
求償権	1,394,980,942
譲受債権	0
雑勘定	687,318,054
仮払金	2,427,704
保証金	20,000
厚生基金	14,170,985
連合会勘定	0
未収利息	49,748,744
未経過保険料	620,950,621
合 計	353,206,000,441

貸 方	
科 目	金 額
基本財産	23,924,900,531
基金	9,507,430,695
基金準備金	14,417,469,836
制度改革促進基金	0
収支差額変動準備金	8,980,466,581
責任準備金	2,052,593,008
求償権償却準備金	306,377,162
退職給与引当金	488,976,427
損失補償金	2,049,422,031
保証債務	307,533,168,807
求償権補てん金	0
保険金	0
損失補償補てん金	0
借入金	0
長期借入金	0
内公庫分	0
短期借入金	0
内公庫分	0
収支差額変動準備金造成資金	0
雑勘定	7,870,095,894
仮受金	21,366,373
保険納付金	26,657,887
損失補償納付金	2,429,725
未経過保証料	7,817,072,050
未払保険料	1,128,092
未払費用	1,441,767
合 計	353,206,000,441

財産目録（令和6年3月31日現在）

(単位：円)

資 産	
科 目	金 額
現金	0
預け金	4,960,359,044
金銭信託	0
有価証券	35,697,007,704
その他有価証券	0
動産・不動産	883,743,859
損失補償金見返	2,049,422,031
保証債務見返	307,533,168,807
求償権	1,394,980,942
譲受債権	0
雑勘定	687,318,054
合 計	353,206,000,441

負 債	
科 目	金 額
責任準備金	2,052,593,008
求償権償却準備金	306,377,162
退職給与引当金	488,976,427
損失補償金	2,049,422,031
保証債務	307,533,168,807
求償権補てん金	0
借入金	0
雑勘定	7,870,095,894
合 計	320,300,633,329
正味資産	32,905,367,112

貸借対照表の用語説明

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため及び代位弁済の支払い準備資産等として金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金 4,960 百万円	基本財産 23,925 百万円	基本財産 一般企業の資本金に相当します。県市町村からの出捐金、金融機関からの負担金及び収支差額の累積額から成り立っています。
有価証券 全・有利な運用を行うため地方債・社債等を保有しています。	有価証券 35,697 百万円	収支差額変動準備金 8,980 百万円	収支差額変動準備金 収支に欠損が生じた場合や、急激な保証増加により、基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会の経営を安定させるために積み立てておくものです。
求償権 決算書上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却、損失補償金償却、自己償却分）を控除した額です。	不動産等 884 百万円 求償権 1,395 百万円	責任準備金 2,053 百万円	
未經過保険料 日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上しています。	未經過保険料 621 百万円 その他 309,649 百万円	求償権償却準備金 306 百万円	
		退職給与引当金 489 百万円	
		損失補償金 2,049 百万円	
		未經過保証料 7,817 百万円	未經過保証料 受領した保証料のうち当該決算期間を除いた未經過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。
		未払保険料 1 百万円	
		その他 307,586 百万円	

◆基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。

信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の 46.6 倍（定款倍率）と定めています。

したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています

◆基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

＊ 経営諸計画の取組みへの評価

令和 5 年度経営計画の評価

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

令和 5 年度の県内経済は、住宅投資の落ち着きが見られ、やや弱い動きとなったほか、生産活動においては業種間にばらつきがあり一進一退の状況が継続した。

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルスが感染症法上の 5 類に移行した後、雇用情勢については企業の人手不足感の継続を背景に基調として明るさが続いたほか、経済活動の中心となる個人消費もドラッグストアやスーパーなどが牽引する形で拡大の動きとなり、観光では延べ宿泊者数の増勢が続くなど、全体として緩やかな回復の動きとなった。

(2) 中小企業向け融資の動向

日本銀行などの資料によると、金融機関の貸出残高は前年を上回り、金利は横這い圏内で推移している。

(3) 岩手県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行盛岡事務所による令和 6 年 3 月の短観業況判断 D I（全産業ベース）における県内企業の資金繰り状況はマイナス 13 ポイント（令和 5 年 12 月調査：マイナス 14 ポイント）であり、依然として資金繰りがやや苦しい状況となっている。

(4) 岩手県内の雇用情勢

岩手労働局の発表によると、岩手県の令和 5 年度平均の有効求人倍率は 1.22 倍で、前年度（1.32 倍）を 0.10 ポイント下回った。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

ア 積極的な信用保証

(ア) 必要十分な信用供与

新型コロナウイルスの影響、原材料高等により業況の厳しい企業に対しても、面談等で今後の見通しや事業性を確認しながら、短期継続型保証「5ing」（年間 86 件、1,320 百万円、前年比 389.0%）や伴走支援型特別保証（年間 1,638 件、41,068,308 千円、前年比 217.1%）等を活用し、金融機関と連携しながら積極的な信用保証に取り組んだ。

(イ) ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会を組織、S D G s 関連の保証制度等について議論し、社会的課題解決に取り組む事業者を短期継続型資金で支援する新制度「10ing」を創設した。令和 5 年 10 月 1 日から取扱い開始し、7 件 460 百万円の利用実績となった。

(ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化

金融懇談会、業務推進懇談会や勉強会等により金融機関との対話、情報交換を重ねて信頼関係の維持・強化を図った。連携支援協調パッケージ（年間 339 件、9,175 百万円、前年比 193.9%）により適切なリスク分担をしながら、金融機関との連携、協調支援体制の構築に努めた。

(エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携

各保証担当部署で市町村、商工団体等との情報交換会を実施。企業支援施策等の情報交換、地域課題の共有化を図り、課題解決に向け連携強化に努めた。

(オ) 顧客利便性の向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

保証プロセス等見直し委員会を設置し保証業務に関する事務処理プロセスの改善検討を行った。令和5年7月に条件変更稟議方法と条件変更稟議書編綴方法の見直し、令和6年1月に保証稟議書編綴順の統一化を実施した。

認証付電子保証書の導入促進を図り、令和5年8月に盛岡信用金庫とみずほ銀行、同12月に三井住友銀行が実施となり、累計で8金融機関となった。

イ 東日本大震災や台風等により被災した企業の復旧・復興支援

- a 岩手県産業復興相談センター(以下「復興相談センター」という。)及び東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)による債権買取企業及び被災企業に対し企業訪問によるフォローアップを実施した。

	買取企業		買取以外の被災企業	
	訪問企業数	訪問回数	訪問企業数	訪問回数
令和5年度	16企業	延べ58回	35企業	延べ86回
(令和4年度)	(22企業)	(延べ94回)	(59企業)	(延べ162回)

買取支援企業のエグジットが進み復興相談センターと震災支援機構の関与先が減少したこと、および令和5年度はコロナ禍で影響を受けた企業への支援を重点的に行ったことから、被災企業への訪問実績は前年度を下回った。

また、上記訪問先のうち、金融面の支援は新規保証8企業、条件変更22企業、経営面の支援は専門家派遣を6企業に実施した。

- b 令和5年度も前年度に引き続きエグジット期限が到来する債権買取企業が多かったことから、復興相談センター、震災支援機構及び金融機関と連携を密にしながらエグジットを意識して業況等の把握を行った。

<エグジットファイナンス 保証承諾実績>

	企業数	保証承諾金額
令和5年度	10企業	141,776千円
(令和4年度)	(11企業)	(344,730千円)

※エグジットファイナンス資金には、両機構への返済資金のほかに、必要な運転資金等も含まれる場合がある。

(2) 経営支援部門

ア 経営支援・再生支援の強化

(ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援

- a 経営支援予定先に対しては、インターネット等による事前の情報収集に加え、ローカルベンチマークや業種別審査辞典、業種別支援の着眼点等を活用して仮説を立てた上で面談を実施。対話と傾聴を通じて経営課題を抽出し、経営者と共有する取組みを組織的に行った。
- b 経営課題に応じて、専門家派遣等のツールによる支援を実施したほか、当協会だけでは対応できない場合は他の支援機関との連携による支援も行った。

当協会の経営支援のメインツールである専門家派遣の令和5年度実績は下表のとおり。過去最多であった前年度実績から減少したが、これは専門家とのミスマッチを避け、支援の実効性を高めるために、経営者との対話による経営課題の抽出、共有等をより丁寧に時間をかけて行ったことによるもの。なお、専門家派遣の際には、短期目標を共有した上で達成状況の進捗確認を行うとともに、必要に応じて当協会や金融機関による独自支援もあわせて実施し、支援の実効性を高める取組みを継続している。

<専門家派遣実施状況>

※オンラインによるリモート開催も含む。

	派遣実施企業数	派遣による企業訪問回数
令和5年度	73企業	延べ466回
(令和4年度)	(99企業)	(延べ562回)

- c 新たな取り組みとして、コロナ禍の影響を受け経営が厳しいと思われる企業の潜在的な支援ニーズを確認し、タイムリーな支援につなげるため、103 先をリストアップして協会が直接面談を行った。面談できた 95 企業のうち 36 企業に対して、ニーズに基づく金融支援や経営支援を実施した。

(イ) 創業、事業承継支援の強化

- a 創業案件については、創業者と面談を実施し、必要がある場合には創業支援パッケージや女性起業家支援チーム<幸呼来(さっくら)>(以下「<幸呼来(さっくら)>」という。)の活用、また日本政策金融公庫と連携した協調支援等を行うことにより、スムーズな事業の立ち上げをサポートした。
また、1 年以内に創業資金を利用した 188 企業に対して創業後のフォローアップ面談を実施し、必要に応じて専門家派遣等の支援につなげた。
加えて、日本政策金融公庫盛岡支店との創業連携スキームに基づき、県内 4 か所の商工会議所(盛岡、花巻、北上、釜石)で創業ワンストップ相談会を実施した。
<幸呼来(さっくら)>では、令和 5 年度は新たに 4 企業に関与し、関与企業は累計 60 先となった。保証承諾、独自支援、専門家派遣、金融機関紹介等のニーズに沿った支援を提供したほか、女性創業者向けセミナーの金融機関との共催、担当部署レベルでの金融機関女性担当者との勉強会の実施等幅広い活動を行った。
- b 65 歳以上の経営者との面談を 67 企業に対して実施し、5 企業から事業承継ニーズを確認。そのうち 4 企業について、事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡しを行った。また、事業承継・引継ぎ支援センターから依頼のあった事業承継診断アンケートを実施し、回答のあった 18 企業のうち 2 企業については同センターによる訪問につながったほか、1 企業に対しては専門家派遣による事業承継支援を行った。
- c 協会主催の創業セミナーを開催し、オンラインとリアルの併用開催で合計 18 名が参加。また、日本政策金融公庫盛岡支店との創業セミナー共催のほか、自治体や商工団体が開催する創業スクールへの講師出席や後援も行った。

(ウ) 金融機関と連携した伴走支援

専門家派遣を実施した 73 企業中 56 企業について金融機関が同行。金融機関と経営課題や改善の方向性の共有を図った上で支援を実施した。協会の独自支援と併せ、必要に応じて金融機関による独自支援も行ってもらうなど、企業の経営課題解決のために連携して対応した。

(エ) 企業再生への積極的な取り組み

活性化協議会が関与した実質的な債権放棄を伴う再生案件 1 件(第二会社方式)について、金融機関とも連携しながら協議を進め、計画の合意成立に至った。

活性化協議会の「事前相談シート」を活用し、求償権消滅保証候補先等の事前相談を行った。

(オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携

- a いわて中小企業事業継続支援センター会議等を通じて、自治体や商工団体等との情報交換を行った。また、国や県、支援機関の支援施策や補助金等の情報は、随時グループウェアで協会全体に共有した。
- b 商工団体や金融機関、行政機関等との情報交換会を保証協会が事務局となり各地域で開催し、経営支援に関する支援情報の共有や各機関の目線合わせを行い、連携を強化した。(令和 5 年度開催地域：盛岡、北上、久慈、一関)

(カ) 経営支援の効果検証

効果検証の試行に基づき、経営支援事業効果検証実施要領を制定した。併せて、検証に必要なデータの蓄積も進めている。

(キ) 経営支援の組織的レベルアップ

- a 新たな取り組みとして、グループウェア内で「月刊 経営支援!」を毎月発行し、経営支援に関する情報を協会内で横展開した。また、各部署の好事例を発表する経営支援取組事例審査会を開催するとともに、審査会の動画を全職員に共有して、経営支援マインドの醸成を図った。
外部講師による「業種別支援の着眼点」に関する勉強会を開催し、研修動画をグループウェアで公開する

ことで、経営支援の組織的なレベルアップを図った。金融庁主催の北東北地区「業種別支援の着眼点」勉強会に講師派遣を行い、地域金融機関の経営支援スキル向上に寄与した。

(ク) ファンドへの出資の検討

FVC Tohoku とファンド組成に関する情報交換を実施した。新たなファンド組成の情報が有り、次年度に継続協議予定。

(3) 期中管理部門

ア 正常化に向けた期中管理

(ア) 期中管理早期対応による正常化支援

内部管理用「延滞・事故保証債務ランク別実態報告書」により金融機関と情報共有、連携しながら、延滞、事故先の事業実態、窮境原因の把握に努め、早期に対応方針を明確にした上で条件変更等による正常化支援に取り組み、年度末における条件変更承諾は 2,592 件 38,884 百万円（前年比 99.3%）となった。

当期事故受付は 5,596 百万円（前年比 146.8%）と前年を上回り、事故残高も 1,846 百万円（前年比 131.5%）と前年を上回った。正常化支援のため返済緩和等の条件変更に対応したが、法的整理等で調整不能な案件が増えた事等により事故調整額累計は 1,038 百万円（前年比 73.7%）となった。

信用保証料の延滞については、内部管理用の「未収保証料状況表」により原因等状況を把握し、分割納入や借換等により早期解消に努めた。

(イ) 金融機関と連携した期中管理

金融機関と定期的に情報交換を行い、延滞企業等については適宜同行訪問等を行い実態把握に努め、連携して条件変更等による正常化支援に取り組んだ。

(4) 回収部門

ア 適切な対応による回収

(ア) 代位弁済が避けられない案件で、定例入金及び担保処分が見込まれる先については、期中段階の交渉に回収担当者が同席することとし、令和 5 年度は 33 先（前年度 14 先）の交渉に同席の上、代位弁済後の初動対応に繋がった。

(イ) 関係人死亡や行方不明等のため入金や交渉が途絶えている先について、相続調査を弁護士に 18 先（前年度 14 先）、居住確認をオリファサービス他に 13 先（前年度 25 先）依頼し、弁済交渉のほか、求償金請求訴訟を行った。

(ウ) 担保売却を促進するため競売不動産売却情報をホームページに 14 先（前年度 2 先）、保証月報に 7 先（前年度 1 先）掲載し、情報提供を行った。

(エ) 無担保求償権について、定例回収の増加を図るため月 1 回督促強化日を設定し、集中的に電話督促を行い、28 先（前年度 53 先）が定例回収を再開した。

(オ) 一定期間定例入金を継続している求償権関係人について、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図り、23 件（前年度 5 件）、10,213 千円（前年度 1,350 千円）の回収を行った。

<法的手続>

	件 数
求 償 金 請 求 訴 訟	21 件（前年度 27 件）
支 払 督 促	9 件（ // 12 件）
不 動 産 競 売	25 件（ // 14 件）
債 権 差 押、仮 差 押	27 件（ // 23 件）
そ の 他	0 件（ // 0 件）
合 計	82 件（ // 76 件）

イ 求償権消滅保証による企業再生支援

- (ア) 求償権消滅保証等の主担当者を置き事業継続中の事業者 135 先を抽出（その中から訪問調査対象 19 先を抽出）の上、企業訪問し決算書を徴求する等実態把握を行ったが、対象先の業績悪化等により求償権消滅保証による事業再生は実現できなかった。事業継続しているものの、業況悪化等により求償権消滅保証による再生が見込める企業数は減少しており、引き続き実態調査等による掘り起こしが必要である。
- (イ) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の申出先 13 先（前年度 4 先）に対し、中小企業活性化協議会等が関与した再生計画に従って保証債務を免除した。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- (ア) 管理事務停止について、処理目標 231 件、1,600 百万円と設定して、203 件、1,459 百万円を処理した。
(処理率：件数 87.9%、金額 91.2%、前年度比 58 件、365 百万円)
求償権整理については、処理目標 170 件、2,000 百万円と設定して、210 件、2,041 百万円を処理した。
(処理率：件数 123.5%、金額 102.1%、前年度比 82 件、1,267 百万円)
- (イ) 新たな回収ノウハウ獲得のため、当協会顧問弁護士を講師に勉強会を開催した。また、先進協会視察として埼玉県信用保証協会及び栃木県信用保証協会を視察し、管理回収に関する情報交換を行い業務の参考とした。

(5) その他間接部門

ア 組織風土の変革

- (ア) 昨年までの一般職員に加え、管理職員対象のオフサイトミーティングも実施し、組織の一体感の醸成に努めた。
- (イ) ストレスチェックを実施し、調査委託先の分析結果について会議等で役職員に周知した。
- (ウ) 風通しの良い職場環境整備に向け、顧問社労士を講師とした「コミュニケーション理論・スキル向上」研修を実施した。

イ デジタル化の推進

- (ア) 先進協会の視察や、ベンダー数社との打ち合せを行うなど、信用保証申込の電子化や保証稟議書類等の電子化に関する情報収集に努めた。
- (イ) 認証付電子保証書の交付について主管課と連携して推進し、当年度は新たに 3 金融機関と取扱いを開始した。これにより取扱金融機関は合計で 8 金融機関となった。

ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成

- (ア) 所属職員に受講させたい研修に所属長が推薦できるよう「職場外研修実施要領」の一部改正を行った。
- (イ) 中小企業診断士、連合会が主催する信用調査検定（マスター、アドバンス、ベシス）の資格取得を奨励し、中小企業診断士 1 名、アドバンス 6 名、ベシス 3 名が合格した。

エ 効果的な広報活動の展開

令和 5 年度は広報委員会を 5 回開催（前年度 3 回）し、令和 6 年度の広報計画に係る答申を行なった。

オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会、コンプライアンス担当者会議を各 4 回開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図った。
- (イ) 反社会的勢力の介入排除に関する取組みに関する資料を岩手県暴力団追放推進センターから取り寄せ、職場内研修の資料として各部署に提供した。また、「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づく知見の拡大・知識の提供のため、コンプライアンス・ニュース別冊として 3 号まで発行し、啓発を行った。
- (ウ) 不祥事の発生防止のため、日常モニタリング活動確認シート及びコンプライアンス・チェックシートを活用してコンプライアンスの浸透状況を把握し、職員の倫理観向上を図った。
- (エ) コンプライアンスに関する啓発と組織風土の醸成のため、階層別内部研修会等においてコンプライアンス及びメンタルヘルスについて啓発を行った。また、コンプライアンス・ニュースは 20 号まで発行し啓発に努めた。

- (オ) 安否確認システムによる通報訓練を3回実施し、職員の安否確認ツールの習熟を図った。
- (カ) 個人情報保護法及び個人情報保護委員会・金融庁の金融分野におけるガイドライン等に準拠した個人データ管理規程に定められた安全管理の遵守状況の点検のため、個人データ点検計画に基づき各部署において点検責任者による年4回以上の点検を実施した。検査室では、個人データ点検報告書の一部改正を実施の上、各部署の遵守状況を確認した。
- (キ) 定期検査時には管理職員に対しコンプライアンスに関するヒアリングを実施し、「個人データ持ち出し届出書」、「機器・記録媒体等持出使用簿」等による管理の実施状況について確認した。

3. 事業計画について

当協会の令和5年度の事業概況は、県の伴走支援資金等の伸長により、保証承諾は7,188件851億円余で、対前年度比は件数で110.1%、金額で132.6%、目標達成率は121.6%といずれも上回った。

保証債務残高は29,022件3,075億3千3百万円余で、対前年度比は件数で93.2%、金額で88.8%、目標達成率は94.9%といずれも下回った。

代位弁済は359件40億6千8百万円余で、対前年度比は件数で150.8%、金額で177.2%、計画額に対しては116.2%といずれも上回った。

回収は、4億1千8百万円余（対債務者元金）、前年度比で35.6%、計画に対しては67.6%といずれも大幅に下回った。

4. 収支計画について

年度経営計画に基づき業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、当期収支差額は10億8千万円余（前年度比93.4%）となった。

この収支差額の処理については、5億4千万円余を収支差額変動準備金に、残額を基金準備金に繰入処理を行った。

5. 財務計画について

自己造成による基本財産の造成を図ることとしていることから基金の増加はなく、当期収支差額は10億8千万円余のうち5億4千万円余を基本財産に繰入れした結果、令和5年度の基本財産は、239億2千万円余（前年度比102.3%）となった。

●外部評価委員会の意見等

【保証部門】

- ・業況の厳しい企業に対し、面談等で今後の見通しや事業性を確認しながら、短期継続型保証「5ing」や伴走支援型特別保証等を活用し、「連携支援協調パッケージ」で金融機関と連携し積極的な信用保証に取り組んだことを評価します。
- ・保証料上乘せにより経営者保証の提供を選択できる制度が創設されるなど、経営者保証に依存しない融資の取組みが求められており、金融機関と連携しながら引き続き努力することを期待します。

【経営支援部門】

- ・経営者等と対話を通じて抽出した経営課題や達成すべき短期目標を共有し、金融機関とも連携することで経営支援の実効性を高める取組みを継続していることを評価します。
- ・コロナ禍で過大な債務を抱え、コスト上昇や人手不足等により厳しい経営環境におかれている企業が多いことから、今後さらに貴協会が主体となって支援ニーズの確認を行い、金融・経営両面の一体型支援を行うことを期待します。

【期中管理部門】

- ・業況悪化している企業には、面談等により事業実態、窮境原因の把握に努め、早期に今後の見通しや改善の方向性を確認しながら、金融機関と連携して返済緩和等の条件変更及び事故調整に積極的に取り組んだことを評価します。
- ・県内中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料費高騰等により厳しい経営環境が続いていることから、金融機関を含め各支援機関との連携を深め、連携先の支援メニューの活用を含め、資金繰り支援、経営支援に取り組み、企業の経営安定化に貢献することを期待します。

【回収部門】

- ・破産等法的整理による代位弁済が増加しているが、弁済交渉可能な債務者については期中管理担当者と代位弁済前に同席面談し、代位弁済直後の初動対応を徹底していることを評価します。
- ・代位弁済後も事業継続している企業を訪問し、実態把握に努めていますが、引き続き関係部署や支援機関と連携して事業の収益性や将来性を勘案した上で求償権消滅保証の活用を含め、企業再生支援に取り組むよう期待します。
- ・資力に応じた弁済を継続している連帯保証人に対し、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを活用し、回収に取り組むとともに、保証人の生活にも配慮した柔軟な対応をするよう期待します。

【その他間接部門】

- ・認証付電子保証書の交付については、すでに8金融機関で実施していることを評価し、引き続き、利用機関の増加や信用保証申込の電子化、保証稟議書類の電子化を含めたデジタル化の推進に向けて積極的に取り組むことを期待します。
- ・令和5年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、適切に取り組んでいることを評価し、さらに適宜必要に応じたコンプライアンス・プログラムの見直しを行い、取り組んでいくことを期待します。

＊ 業務の取組み

関係機関との連携

1. 金融機関との連携

県内中小企業の金融の円滑化と経営力向上のための経営支援を推進するため、各金融機関との連携の強化が極めて重要との認識のもと、毎年、以下の会議や研修会等を実施し、コミュニケーションを深めています。

金融懇談会、業務推進懇談会

金融機関ごとに本部営業統括部門（役員を含む。）との金融懇談会、本支所ごとに管轄内の各支店長を対象とした業務推進懇談会を開催し、県内中小企業の金融の円滑化と経営支援の連携をお願いするとともに、中小企業の金融情勢や経営支援の取組みについて情報交換を行っています。

勉強会

各金融機関の店舗ごとに、保証や期中管理の取扱いに係る留意点等について随時勉強会を実施し、信用保証への理解と中小企業金融に対する連携の協力をお願いするとともに、金融機関の担当者との信頼関係の強化に努めています。

年 度	実施回数
令和元年度	58
令和2年度	14
令和3年度	13
令和4年度	11
令和5年度	31

「協会業務一日体験」研修会

基本的な信用保証制度についてご理解を深めていただくため、地元金融機関の若手融資・渉外担当者を対象とした「協会業務一日体験」研修会を実施しております。令和5年度は、48名の受講参加をいただきました。

協会業務研修会

平成13年度から、協会業務の実務と中小企業への支援スタンスをより深くご理解いただくため、「協会業務一日体験」研修の受講経験がある地元金融機関の中堅融資・渉外担当者を対象に、グループ討議による事例研修を中心とした「協会業務研修会」を毎年1泊2日で実施しております。令和5年度は、20名の受講参加をいただきました。

地域中小企業応援キャンペーン

金融機関における事業性評価を重視した継続的な金融支援に連携して、県内中小企業者、小規模事業者及び創業者に対し積極的な保証をもって応援することで、県内中小企業者の減少に歯止めを掛け、地域経済の活性化を図り、地方創生に寄与することを目的とした「地域中小企業応援キャンペーン」を実施しました。令和5年度は、期間を7月3日から12月29日までとし、金融機関との連携強化のための「連携支援協調パッケージ」、小規模事業者の持続的発展のための「小口資金」、創業者のための「創業者に対する保証」に対し制度利用ポイントを設定したほか、安定した中小企業への保証支援を継続する上での一定の企業数の維持を図るために利用企業数ポイントを設定の上実施しました。特にご協力をいただきました各グループの上位店舗合計32店舗を表彰させていただきました。

2. 商工団体との連携

商工会議所、商工会の経営指導員との連携

各保証担当部署において、管内の商工会議所、商工会の経営指導員との情報交換会を実施し、コミュニケーションを深め連携を強化しています。

3. 4機関による創業連携

創業者の相談窓口の拡大や資金調達、創業計画書の策定に適切に対応が出来るよう、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、株式会社日本政策金融公庫及び当協の4機関が連携し、創業フォローアップセミナーを共催しています。

企業支援活動

県内中小企業は、コロナ禍の影響に加え、原材料や人件費等のコスト上昇で厳しい経営環境におかれています。

当協会では、企業訪問により直接経営者の方々と対話することにより、それぞれの企業の悩みや必要としている支援をお聞きし、専門家派遣等の当協会独自の支援に加え、他の支援機関等との連携も含め最適と思われる各種支援の提供を行っております。

また、東日本大震災で被災した企業に対しても、継続的な企業訪問を通じて業況や要望等を確認し、実情に応じた支援を実施しています。

1. 被災企業への支援

保証担当部署と経営支援課が連携して被災企業を直接訪問し、現況や要望をお聞きした上で、関係機関とも連携・調整を図り、返済緩和や資金調達への対応など必要な支援を実施しました。東日本大震災被災企業への訪問実績は下記のとおりです。

※令和5年度 東日本大震災被災企業への訪問実績

企業数	延べ訪問回数
51 企業	144 回

※二重債務問題への対応

東日本大震災の被災企業は、震災前の借入を抱えたまま事業再開に必要な資金を新たに借入せざるを得ない状況となり、いわゆる「二重債務」問題が発生することになりました。

この二重債務問題解消のため、岩手県産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取の仕組みが作られ、震災前の借入を両機構が一時的に買い取ることで、被災企業の返済負担の軽減が図られました。

当協会でも債権買取に迅速かつ適切に対応するとともに、事業再開のための資金への保証対応も行うことで、被災企業の復旧・再生支援に積極的に取り組んできました。

現在は、両機構が買い取った債権を企業が買い戻すエグジットファイナンスにも積極的に対応しています。

岩手県産業復興機構による買取決定案件

令和5年度末までの累計	110 企業（うち信用保証協会関与先 104 企業）
-------------	----------------------------

東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定案件（岩手県内）

令和5年度末までの累計	167 企業（うち信用保証協会関与先 125 企業）
-------------	----------------------------

2. コロナ禍等の影響を受けた企業への支援

コロナ禍やコスト上昇等の影響を受け、厳しい経営環境におかれているお客様と当協会が直接面談し、必要としている金融支援や経営支援を提供しています。

面談企業数	支援実施（注）
95 企業	36 企業

（注）支援内容は、返済条件の変更や新規保証などの金融支援と、経営課題解決のための専門家派遣などの経営支援の合計です。

3. 専門家派遣事業

企業の経営課題解決のため、専門家派遣を行っています。

専門家派遣の際は、当協会職員が同行し、専門家による支援がより効果的になるような独自のサポートも実施しています。

なお、専門家派遣の際には、取引金融機関にも可能な限り同行していただき、お客様の事業改善の取り組みに理解を深めていただいております。

年 度	利用企業数	派遣訪問回数
令和 5 年度	73 企業	466 回

4. 創業支援

創業を考えている方や創業後間もないお客様を対象に、当協会主催で「創業セミナー」を開催しました。

また、当協会の創業資金を利用していただいたお客様を対象にフォローアップ面談を実施し、創業後の悩みや課題等をお聞きし、必要に応じて金融面、経営面の支援を実施しています。令和 5 年度は 188 企業に訪問しました。当協会の女性職員で構成する女性起業家支援チーム＜幸呼来（さっくら）＞では、創業前のご相談や創業計画策定のお手伝い、金融機関の紹介、専門家派遣による支援等、女性創業者に寄り添った伴走支援を行っています。令和 5 年度は、＜幸呼来（さっくら）＞が携わってキッチンカーでの営業を開始したお客様に、当協会の敷地内で営業していただく「キッチンカープロジェクト」を開催しました。



「キッチンカープロジェクト」



「創業セミナー」

5. 事業再生への取り組み

経営環境の悪化等により経営状況が厳しくなったお客様の事業の立て直しへの支援は、当協会の企業支援部が中心となり、各金融機関と情報交換を行った上で、岩手県中小企業活性化協議会（活性協）等と連携を図りながら積極的に推進しています。

また、当協会が代位弁済して求償権を取得した企業でも、自力再生の可能性のある場合は、金融の正常化を実現させるための求償権消滅保証の支援を行っています。

当協会が関与した活性協の支援実績

年 度	計画策定完了案件数
令和 5 年度	11 件

※活性協の再生計画策定支援と収益力改善計画策定支援の合計

6. 企業訪問

企業訪問により直接中小企業の皆さまの声をお聞きすることで、経営上のお悩みやご要望を共有し、必要に応じて「保証提案」や「経営課題解決のための専門家派遣」等によるきめ細かい支援の実践に努めています。

「企業訪問」の実績

年 度	企業者数
令和 3 年度	1,341
令和 4 年度	1,933
令和 5 年度	1,870

7. 経営改善計画策定の費用補助

国が実施している「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用して経営改善計画を策定する企業を支援するため、自己負担部分の一部を当協会が補助しています。

年 度	費用補助企業者数
令和 5 年度	18 企業

8. いわて中小企業事業継続支援センター会議

金融機関、支援機関、行政機関等が一堂に会し、経営支援や再生支援に関する情報交換、事例共有などを通じて参加機関の連携を強化することで、県内中小企業者の事業継続のための経営課題解決に向けた支援体制の構築を目的に設置されました。

当協会を含む 30 機関が参加し、令和 5 年度は 3 回開催されました。

※ この会議は、当協会と岩手県が事務局となって平成 24 年 9 月に発足した「岩手県中小企業支援等連携会議」（通称「いわて企業支援ネットワーク」）の後継として令和 4 年度に立ち上げられたものです。

9. 相談窓口

本所営業部、各支所及び企業支援部経営支援課が相談窓口となって中小企業の皆さまの経営や資金繰りに関するご相談に随時応じています。

また、盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、岩泉町の各商工会議所、商工会の相談窓口で定期的にご相談に応じているほか、中小企業経営診断システム（M c S S）の財務分析結果の資料の提供など、経営計画の策定に係るご支援もしていますので、ご相談ください。

10. 「経営セミナー及びお客様交流会」、「中小企業者アンケート」の実施

経営支援の一層の充実を図り、県内中小企業の皆様から支持される組織づくりを推進するため、当協会に対するご意見・ご要望の集約と、経営の参考にさせていただくための情報の提供を目的として、毎年度「経営セミナー及びお客様交流会」と「中小企業者アンケート」を実施しています。

※ 「経営セミナー及びお客様交流会」の開催

・一関支所管内のお客様

開催日時 令和 5 年 9 月 12 日
開催場所 一関市「ホテル松の薫」
参加企業数 16 企業

・宮古支所管内のお客様

開催日時 令和 5 年 10 月 17 日
開催場所 宮古市「宮古ホテル沢田屋」
参加企業数 17 企業

・釜石支所管内のお客様

開催日時 令和 5 年 11 月 9 日
開催場所 釜石市「幸楼」
参加企業数 15 企業

・大船渡支所管内のお客様

開催日時 令和 5 年 12 月 7 日
開催場所 大船渡市「MARUSHICHI THE PLASE」
参加企業数 11 企業

・二戸支所管内のお客様

開催日時 令和 6 年 1 月 17 日
開催場所 二戸市「久慈グランドホテル」
参加企業数 14 企業

・保証二課管内のお客様

開催日時 令和 6 年 2 月 20 日
開催場所 花巻市「ホテルグランシェール花巻」
参加企業数 21 企業

・保証一課管内のお客様

開催日時 令和 6 年 3 月 6 日
開催場所 盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING」
参加企業数 20 企業

○開催回数 7 回

○総参加企業数 114 企業

※ 「中小企業者アンケート」

・実施月 令和 5 年 8 月

・対 象 県内の保証ご利用中のお客様 1,000 企業

・回答数 440 企業

集計結果については、当協会ホームページのトピックスに掲載しております。

広報活動

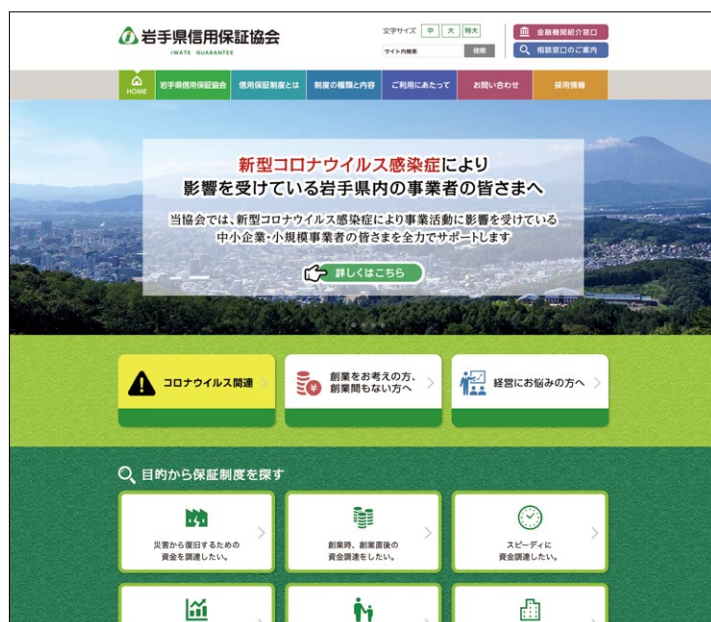
1. ホームページの活用

当協会では、より多くの方々に信用保証について理解を深めていただくため、ホームページを開設しています。

ホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介、不動産競売情報など、保証や協会業務等に関する情報を幅広く掲載しています。

今後とも、内容の充実に努め、最新情報を分かりやすくご提供します。

ホームページアドレス <https://www.cgc-iwate.jp>



2. 保証月報

毎月1回発行し、金融機関、市町村、商工会議所及び商工会等の関係機関に配布しています。



3. ノベルティグッズの作製

当協会では、より多くの方々に協会の業務内容を知っていただくため、「ノベルティグッズ」を作製しております。

令和3年度から、「トートバック・消せるボールペン・付箋メモ用紙」を主に県内の中小企業者の方々に配布しています。

今後とも、内容の充実に努めるとともに、より多くの中小企業者の方々に協会のことを認知していただくよう努めます。



岩手県信用保証協会（以下「当協会」という。）は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用しません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用しません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 9.「保有個人データ」の安全管理措置に関する事項に公表していますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額（1 件につき 300 円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

- ・開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問窓口
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号
岩手県信用保証協会 企業支援部保証統括課
TEL.019-654-1505
- ・苦情窓口
〒020-0062 岩手県盛岡市長田町6番2号
岩手県信用保証協会 総務部総務企画課
TEL.019-654-1500
- ・開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項は、HP プライバシーポリシーに掲載の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」をご覧ください。

＊ 計画一覧

中期事業計画（令和6年度～令和8年度）について

岩手県信用保証協会は、中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定め、基本方針を「すべては中小企業支援のために…」と位置付けました。

中期事業計画概要（令和6年度～令和8年度）

経営理念

岩手県信用保証協会は、積極的な「信用保証」ときめ細かい「経営支援」を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。

ビジョン

寄り添う!支える!そしてともに走る!

基本方針

すべては中小企業支援のために…

- ▶ 企業の持続的発展のため、**金融・経営両面の一体型支援**に取り組みます。
- ▶ 創造的破壊により**経営資源を中小企業支援に集中**します。
- ▶ 職員が**活き活きと働ける職場づくり**を推進します。

保証・期中部門

- 必要十分な信用供与
- 業務効率化による経営資源の集中
- ニーズに応える保証制度の創設
- 金融機関との連携による期中管理の早期対応

経営支援部門

- コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援
- 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継まで企業のライフステージに応じた伴走支援
- 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
- 効果的な経営支援手法の深化
- 関係機関との連携協調体制の強化

回収部門

- 迅速な対応による適正な回収と求償権管理
- 企業、個人の再生支援への取り組み
- 効率的な求償権管理体制への変革

その他間接部門

- 組織の活性化
- デジタル化推進と体制整備
- コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

県内経済は、生産活動においては業種間にばらつきがあり一進一退の状況が続いているものの、個人消費についてはスーパー、ドラッグストア販売が堅調なほか、令和5年5月に新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行した後、雇用情勢についても有効求人倍率が概ね横ばいで推移する等、全体としては持ち直しの動きが続いている。

今後については、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されているが、不安定な国際社会情勢、円安による原材料価格の高騰、人手不足の問題等により、不透明な状況で推移しており十分注意していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

県内景気の不透明さに加え、予てからの課題である経営者の高齢化・後継者難等もあり、コロナ禍で打撃を受けた県内中小企業・小規模事業者にとって依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による岩手県内経済情勢報告（令和6年1月）によれば、「企業倒産は、件数、負債総額とも前年を上回って」おり、業況回復の遅れによる倒産や事業継続意欲の低下による休廃業の更なる増加が懸念されることから、今後の動向を引き続き注視していくことが求められる。

(2) 業務運営方針

当協会の経営理念である、「岩手県信用保証協会は、積極的な信用保証ときめ細かい経営支援を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。」の下、令和6年度からの令和8年度までの3か年における中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定めた。

基本方針は「すべては中小企業支援のために…」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を中小企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働ける職場づくりを推進します。」を掲げ、県内中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいく。

これらを着実に実行していくためには、これまでの慣習に捉われることなく、ゼロベースで業務、事業の見直しを行い、これによって生み出された人的、財政的な資源を私たちが果たすべき役割に振り向けていくことが重要である。

また、創造的破壊に果敢に挑戦することにより諸施策を推進する職員のスキルアップや活き活きと働ける職場環境を醸成し、顧客サービスの向上につなげていかなければならないとの認識の下、令和6年度は、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

社会経済活動がコロナ禍以前の状況に戻りつつあるものの、県内中小企業はコロナ禍で負った過大な債務を抱え、原材料高、人件費増など様々なコストの増加、人手不足等依然として厳しい経営環境に置かれている。沿岸部ではサンマ、鮭の不漁による影響など、各地域における個別の課題に加え、デジタル化、脱炭素社会の要請への対応や、経営者の高齢化による事業承継への対応も迫られている。

このような環境下で、経営資源の乏しい中小企業者にとって個々での対応が難しい場面も想定されるが、将来に希望を持って事業を継続できるよう個々の実情に応じて中小企業者に寄り添い、新たに創設された事業者が経営者保証の提供を選択できる制度等を活用し、経営者保証に依存しない融資慣行に向けた取組みを一層進めつつ必要十分な資金繰り支援と効果的な経営支援を一体的に支援していくことが重要である。

こうした支援を行うためには、県、市町村、金融機関及び商工団体はじめ各支援機関との連携がますます重要となっており、情報交換を緊密に行うことにより個社支援に繋げる必要がある。また、業務を効率化して資金繰り支援、経営支援に経営資源を集中することや、利便性が高く時勢を捉えた保証制度の創設も必要である。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 必要十分な信用供与

イ 業務効率化による経営資源の集中

ウ ニーズに応える保証制度の創設

(3) 課題解決のための方策

ア 必要十分な信用供与

- (ア) 新規融資及び既存債務の借換に柔軟に対応できるコロナ借換保証等の活用や、短期継続型保証「5ing」「10ing」等償還力に応じた各種保証制度や状況に応じた返済緩和の条件変更を提案し、資金繰り面での不安を減らすことで収益力の改善、事業再構築に取り組めるよう支援する。
- (イ) 業績が悪化している企業であっても、企業訪問等により事業性、将来性を理解した上で事業継続に必要な資金を積極的に支援する。
- (ウ) 金融機関のモニタリングが要件となる伴走支援型特別保証やプロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する「連携支援協調パッケージ」を金融機関の理解を得ながら推進し、業績悪化企業等に対する支援体制を構築する。
- (エ) 金融機関と連携し、事業者が経営者保証の提供を選択できる制度等、経営者保証の提供を不要とする協会の取組みについて企業に周知するとともに活用を促し、経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえた支援を行う。

イ 業務効率化による経営資源の集中

保証プロセス等検討委員会を立ち上げ、非効率化、形式化している業務を見直し、資金繰り支援、経営支援に一層注力できる体制を整備する。

ウ ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会を立上げ、中小企業アンケート結果や、外部環境等を分析、検討の上、各地方公共団体とも連携しながら、利便性が高く、社会的課題の解決に繋がる制度を創設する。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

県内には、コロナ禍による過大債務、東日本大震災被災時に債権買取支援を受けた債務の買い戻し、経営者の高齢化に伴う事業承継等それぞれの課題を抱えている中小企業・小規模事業者が多くある。当協会では、こうした課題を抱えた企業に対し面談等により直接ニーズを確認の上、さまざまなツールを活用して経営支援を実施してきたが、企業の抱える課題は多様化しており、当協会のみでは十分な支援を提供しきれない場合もある。

課題を抱える企業に対し必要とする支援を早期に行えるよう、協会職員が自分事として企業に寄り添って課題解決に取り組む意識を持ち、当協会が主体となって、これまで以上に金融機関をはじめとする関係機関と連携を深めていく必要がある。

また、県内経済の持続的な成長のため、創業から事業再生、再チャレンジ局面まで、企業の実情及びライフステージに応じた金融、経営両面での切れ目のない支援を引き続き実施していく。協会職員がこうした支援を通じて企業から信頼を得ることで喜びや充実感を実感し、さらに質の高い支援につなげていく好循環を目指す。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援
 - a コロナ関連資金を利用している企業等で、財務内容が厳しく経営支援の必要性が高いと思われる企業に対し「プッシュ型」で接点を持ち、早期に必要な支援を行う。
 - b 支援時は、金融支援の必要性の確認と対応を優先し、企業が資金繰りの不安なく経営改善に取り組める状況を作る。
 - c 支援を行う際は、「業種別支援の着眼点」や業種別審査辞典等を活用して面談を実施の上、経営課題を的確に把握する。また、課題解決に向けた目標を設定し、企業と共有して支援を行う。
- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援
 - a 協会独自の創業セミナーの開催や、日本政策金融公庫等の他支援機関と連携したセミナーの開催等により、創業希望者の発掘、創業機運の醸成、創業に関連した保証制度の周知を図る。
 - b 創業案件は、創業者と面談を行い、創業計画の策定支援や金融機関紹介、日本政策金融公庫との協調支援等の必要な支援を実施する。創業後はフォローアップを実施し、安定成長に向けたきめ細かい支援を行う。
 - c 事業承継案件は、面談を重ねて関係性を構築し、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした他支援機関と連携しながら支援を行う。
 - d 「挑戦する中小企業応援パッケージ」により設置された、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」の内容を踏まえ、保証付き融資の割合が高く、過大な債務を抱えている企業については、抜本的事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるよう協会が主体となって金融機関、岩手県中小企業活性化協議会と連携して対応する。
- (ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
 - a 被災企業には定期的にフォロー訪問を行い、適切な金融・経営支援を行うことで復興の下支えをする。
 - b 債権買取支援を受けエグジットを希望する企業には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
 - a 経営支援スキームや手法を継続的に見直し、より効果的な支援を提供する。
 - b 設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証を行い、必要に応じて経営支援スキーム等の改善を実施する。また、改善効果が表われなかった事例については経営支援担当部署で原因等を整理し、担当部署へフィードバックする。
 - c 経営支援の質の向上に向け、会議や内部研修等を通じて経営支援に関する情報の横展開を図るとともに、向かうべき方向性を統一することでタイムリーかつ効果的な経営支援を企業に提供できるよう、職員を育成し組織的な支援体制を強化する。
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化
 - a 各種連携会議を通じて主務官庁、金融機関、岩手県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、商工団体等の関係機関と随時情報交換を行うとともに、ハブ機能を担いながら、それぞれの強みを生かし、連携した効率的な経営支援体制を構築する。

【期中管理部門】

（１）現状認識

コロナ禍、原材料高で厳しい経営環境が続く、条件変更、延滞・事故、代位弁済は前年を上回る高水準で推移しており、当面は同様の傾向が続くものと思われる。経営努力する企業が事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、期中の早い段階から企業の現況把握に努め、金融機関と緊密に連携しながら資金繰り支援、経営支援を適切に実施する必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

（２）具体的な課題

ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

（ア）早期着手による正常化支援

（３）課題解決のための方策

ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

（ア）早期着手による正常化支援

- ａ 金融機関と定期的にヒアリング等を行い、月内延滞発生先、業況悪化懸念先等、延滞初期段階での情報共有、必要に応じた金融機関同行での訪問により実態把握に努め、実情に応じた条件変更等の資金繰り支援、経営支援を早期に検討する。
- ｂ 延滞・事故先についても金融機関と定期的に情報共有を行い、企業訪問等により事業実態を確認し、窮境原因及び改善の方向性を共有した上で、企業に寄り添いながら連携して正常化支援を行う。
- ｃ 保証料未納先については、企業訪問等により未納原因を把握の上対応策を検討し、早期解決を図る。
- ｄ 条件変更先に対しても、金融機関との情報共有、企業訪問等により事業実態を確認し、業績改善に繋がる金融・経営支援を検討する。

【回収部門】

（１）現状認識

第三者保証人や経営者保証が原則非徴求となったことに加え、有担保求償権は減少傾向にある。また、破産等法的整理により回収目処が立たない求償権が増加しており、回収環境は一層厳しさを増していくことが予想される。

このような厳しい環境の中であるからこそ、全国信用保証協会連合会が定めた「回収部門における基本ポリシー」に沿った適正な回収と債権管理に努め、回収の最大化を図る。

一方、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者に対しては求償権消滅保証等による事業再生を、連帯保証人に対しては個々の実情に応じ柔軟に一部弁済等による保証債務免除等の提案を積極的に行う。

また、効率的な管理回収業務を推進するため、慣習に捉われず、回収業務プロセスや諸規程等の見直しを行う。

（２）具体的な課題

ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

イ 企業、個人の再生支援への取り組み

ウ 効率的な求償権管理体制への変革

（３）課題解決のための方策

ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

（ア）回収が見込まれる代位弁済予定企業に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を徹底するほか、必要に応じて求償権の事前行使を検討する。

（イ）無担保債権は、債務者等の現況把握や督促に努め、誠意がない債務者等には速やかに法的措置による回収を検討する。

- (ウ) 有担保債権は、債務者等の実情を勘案して任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置を講ずることとし、任意売買の場合は関係人の同意の上不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。

イ 企業、個人の再生支援への取組み

- (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める先については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関とも連携し、求償権消滅保証や中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく事業再生を推進する。
- (イ) 求償権消滅保証等の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組みを推進する。
- (ウ) 一定期間弁済を誠実にを行っている求償権関係人に対しては、個々の実情に応じ一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを柔軟かつ積極的に活用する。
- (エ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、内容に応じて柔軟に対応する。

ウ 効率的な求償権管理体制への変革

- (ア) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務要領」等諸規程の見直しを行う。
- (イ) デジタル技術を活用し、より効率的かつ適正な求償権管理事務に取り組むとともに、ルーティン業務の見直しを行う。
- (ウ) 求償権管理事務における新たなノウハウ獲得や体制強化のため、外部講師による勉強会の開催や先進的な取組みを行う他協会の情報収集を行う。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

県内中小企業・小規模事業者からの信用保証協会に求められる高い期待に応えていくためには、既存業務、事業の見直しにより生み出された人的、財政的資源の中小企業支援への集中、諸施策を推進する職員のスキルアップや活き活きと働ける職場環境の醸成並びに顧客の利便性の向上と業務効率化を図るためのデジタル化の推進等に取り組んでいく必要がある。

また、信用保証協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて中小企業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組みを不断に進めることが重要である。

加えて、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の継続又は迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。

個人情報については、適正な個人情報保護のため各部署で点検計画を策定し、定期的に自主点検するとともに監査を実施し、適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

ア 組織の活性化

イ デジタル化推進と体制整備

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

ア 組織の活性化

- (ア) 既存事業や業務プロセス、会議体について、聖域を設けず業務の合理化、効率化の観点でゼロベースにて検証し、継続、見直し、休止、廃止を検討、実行する。
- (イ) 風通しの良い職場づくりに関する情報を不断に収集し、実施に向け分析、検討を進める。
- (ウ) 県内中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応可能な人材の育成に資する研修を企画し、実施する。

イ デジタル化推進と体制整備

- (ア) IT、情報セキュリティ等に関する内部研修の実施、通信教育や資格取得の奨励、デジタル担当部署からの内部向け情報の発信により、役職員のデジタル・リテラシーの底上げを図る。
- (イ) 顧客（中小企業・小規模事業者、金融機関）の利便性向上のため、主管課と連携しながら信用保証書や保証申込手続きの電子化を促進する。
- (ウ) 外部ベンダとも協働し、既存システムを安定稼働させるための体制を整備する。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシート等調査実施、結果周知により職員の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。
- (エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修の実施を促すとともに、コンプライアンスニュースの発行による啓発活動を行う。
- (オ) 個人情報保護は、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定の上実施・集約管理し、情報漏洩防止に努める。
- (カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルは、必要に応じて見直し、改正を行う。
- (キ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練、適切な事務処理のための研修会を実施する。

＊ 組織体制

岩手県信用保証協会役員名簿

(R6.4.1 現在)

役職名	氏名	備 考	
会 長	南 敏 幸	常 勤	前県議会事務局長
専務理事	後 藤 良 玄	//	前常勤理事、元当協会総務部長
常務理事	関 □ 等	//	前公益財団法人いわて産業振興センター 常務理事兼事務局長
理 事	岩 淵 伸 也	非常勤	県商工労働観光部長
理 事	山 本 正 徳	//	県市長会会長
理 事	鈴 木 重 男	//	県町村会会長
理 事	岩 山 徹	//	岩手銀行頭取
理 事	佐 藤 健 志	//	東北銀行頭取
理 事	石 塚 恭 路	//	北日本銀行頭取
理 事	浅 沼 晃	//	県信用金庫協会会長
理 事	御魚谷 寿 志	//	商工組合中央金庫盛岡支店長
理 事	谷 村 邦 久	//	県商工会議所連合会会長
理 事	高 橋 富 一	//	県商工会連合会会長
理 事	小山田 周 右	//	県中小企業団体中央会会長
監 事	古 舘 正 彦	常 勤	前当協会常勤理事
監 事	秋 山 信 愛	非常勤	公認会計士
監 事	大和久 政 也	//	弁護士

組織図

(R6.4.1 現在)



事務所のご案内

本所営業部

〒020-0062

盛岡市長田町6番2号アバンサール・i

□保証一課（2F）

TEL：019（654）1501（直通）

FAX：019（654）7110

管轄市町村／盛岡市、八幡平市、滝沢市、
岩手町、雫石町、葛巻町

□保証二課（3F）

TEL：019（654）1502（直通）

FAX：019（654）7120

管轄市町村／花巻市、北上市、矢巾町、
紫波町、西和賀町

企業支援部

□経営支援課（2F）

TEL：019（654）1506（直通）

FAX：019（654）7110

釜石支所

〒026-0041

釜石市上中島町1丁目3-11

TEL：0193（27）8361（代表）

FAX：0193（23）8331

管轄市町村／釜石市、遠野市、大槌町

一関支所

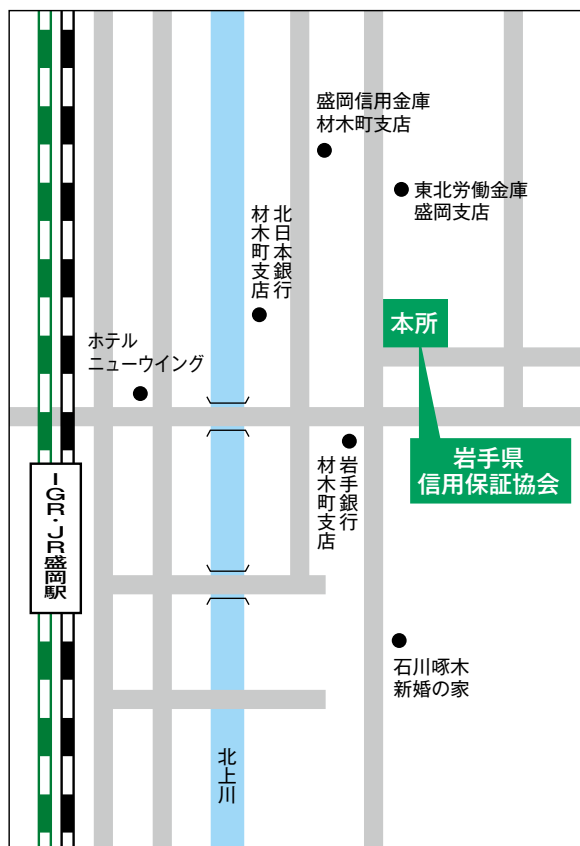
〒021-0881

一関市大町7番14号

TEL：0191（23）2533（代表）

FAX：0191（23）2530

管轄市町村／一関市、平泉町



宮古支所

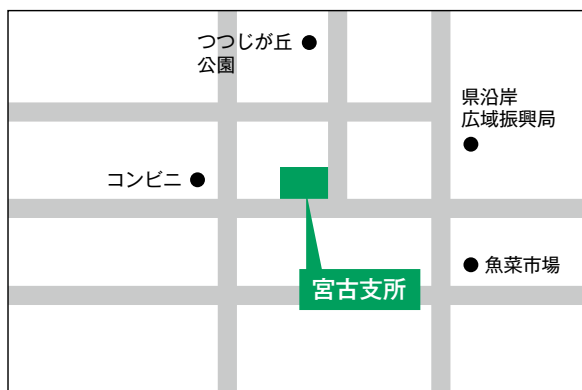
〒027-0061

宮古市西町二丁目 2 番 3 号

TEL : 0193 (62) 2700 (代表)

FAX : 0193 (63) 3930

管轄市町村／宮古市、山田町、岩泉町、
田野畑村



大船渡支所

〒022-0002

大船渡市大船渡町字茶屋前59番地6
(ヤチビル 1 階)

TEL : 0192 (27) 1224 (代表)

FAX : 0192 (27) 1227

管轄市町村／大船渡市、陸前高田市、
住田町



二戸支所

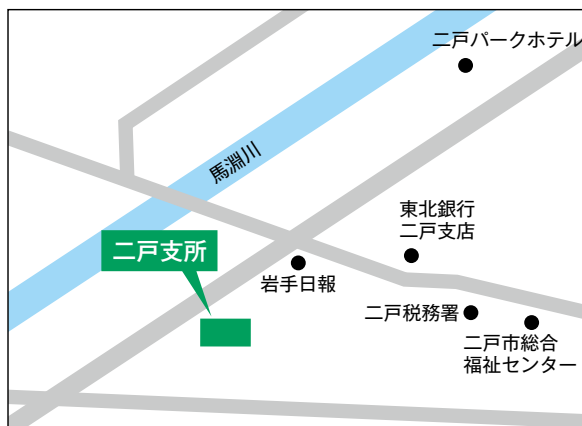
〒028-6101

二戸市福岡字八幡下 19 番地 2

TEL : 0195 (23) 4115 (代表)

FAX : 0195 (23) 4116

管轄市町村／二戸市、久慈市、軽米町、
洋野町、一戸町、普代村、
野田村、九戸村



奥州支所

〒023-0828

奥州市水沢東大通り一丁目 2 番 3 号

TEL : 0197 (25) 3171 (代表)

FAX : 0197 (25) 3172

管轄市町村／奥州市、金ヶ崎町



—2024—

信用保証協会のあらまし

発行日 令和6年 8月1日

発刊 岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i

TEL 019-654-1500（代表）



CREDIT GUARANTEE
CORPORATION OF IWATE



当協会ホームページは
こちらから



岩手県信用保証協会

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール・i
TEL:019-654-1500(代表) FAX:019-654-7121